いつまでも元気で暮らせるまち

生涯過ごせるまち　やおつ

やおつ高齢者いきいきプランⅧ

介護保険事業計画・老人福祉計画

令和３年度～令和５年度

令和３年３月

八百津町

目　次

■第１章　計画策定にあたって■

１　計画策定の背景・主旨 ･････････････････ 1
（１）国の動向 ･････････････････････････ 1
（２）本町の取組 ･･････････････････････ 2
２　計画の性格 ･････････････････････････ 3
３　計画の期間 ･････････････････････････ 4
４　計画の策定体制 ･････････････････････ 4
（１）八百津町保健福祉推進協議会･････････････ 4
（２）検討チーム ･･････････････････････ 4
（３）県および中濃圏域での調整･･････････････ 4
５　アンケート調査 ･････････････････････ 5
（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査･･････ 5
（２）在宅介護実態調査･･････････････････ 5

■第２章　高齢者などの現状■

１　人口構造 ･･････････････････････････ 6
（１）年齢３区分別人口の推移 ･･････････････ 6
（２）高齢化率の推移 ･･････････････････ 7
（３）前期高齢者・後期高齢者数の推移･･････････ 7
（４）高齢者世帯数の推移･･････････････････ 8
（５）要介護認定者数の推移･･････････････････ 8
（６）調整済み認定率の国・県・近隣町間比較･･ 9
（７）認定率の国・県・近隣町間比較･････････ 9

■第３章　介護保険・高齢者福祉サービスの現状■

１　介護保険サービス

（１）居宅サービス ･･････････････････････ 10
①　訪問介護 ･･････････････････････････ 10
②　訪問入浴介護 ･･････････････････････ 11
③　訪問看護 ･･････････････････････････ 12
④　訪問リハビリテーション ･･････････････ 13
⑤　居宅療養管理指導 ･･････････････････ 14
⑥　通所介護 ･･････････････････････････ 15
⑦　通所リハビリテーション ･･････････････ 16
⑧　短期入所生活介護 ･･････････････････ 17
⑨　短期入所療養介護 ･･････････････････ 18
⑩　特定施設入居者生活介護 ･･････････････ 19
⑪　福祉用具貸与 ･･････････････････････ 20
⑫　福祉用具購入費の支給 ･･････････････ 21
⑬　住宅改修費の支給 ･･････････････････ 22
⑭　居宅介護支援・介護予防支援･･････････ 23
（２）地域密着型サービス･･････････････････ 24
①　認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）･･････････････････ 24
②　小規模多機能型居宅介護･･････････････ 25
③　地域密着型通所介護･･････････････････ 26
④　地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護 ･･････････････････････････ 27
⑤　その他の地域密着型サービス･･････････ 27
（３）施設サービス ･･････････････････････ 28
①　介護老人福祉施設･･････････････････ 28
②　介護老人保健施設･･････････････････ 29
③　介護療養型医療施設･･････････････････ 30
④　施設合計 ･･････････････････････････ 31
（４）給付費と保険料の推移･･････････････････ 32
①　総給付費の推移･･････････････････････ 32
②　保険料の推移 ･･････････････････････ 33

２　地域支援事業

（１）介護予防・日常生活支援総合事業・・・・・・・ 34
①　介護予防・生活支援サービス事業・・・・・・ 34
②　一般介護予防事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（２）包括的支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
①　総合相談支援業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
②　権利擁護業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
③　包括的・継続的ケアマネジメント事業・・ 39
④　地域ケア会議推進事業 ・・・・・・・・・・・・・・・ 39
⑤　在宅医療・介護連携推進事業・・・・・・・・・・ 40
（３）任意事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
①　家族介護支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
②　ねたきり老人等介護用品支給事業
（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
③　認知症サポーター養成講座
（町地域包括支援センター事業）・・・・・・・ 42
④　介護給付等適正化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

３　高齢者福祉サービス

（１）社会参加・生きがい活動の状況・・・・・・・・・ 43
①　シルバー人材センター ・・・・・・・・・・・・・・・ 43
②　老人クラブ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
③　ふれあいいきいきサロン事業・・・・・・・・・・ 44
（２）生涯学習・生涯スポーツ ・・・・・・・・・・・・・・ 45
①　公民館講座（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・ 45
②　チャレンジクラブ８０２ ・・・・・・・・・・・・・ 45
（３）地域福祉の関連団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
①　社会福祉協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
②　ボランティア団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
（４）ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への
生活支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
①　独居老人等緊急通報装置貸与事業
（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
②　ねたきり老人等日常生活用具給付事業
（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
③　ふれあい型食事サービス事業
（町社会福祉協議会事業） ・・・・・・・・・・・・ 48
④　在宅配食サービス（ＮＰＯ法人）・・・・・・ 48
⑤　八百津町見守りネットワーク事業
（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
⑥　地域訪問事業（町社会福祉協議会事業） 49
（５）要介護状態への進行を防止する
ための支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
①　生活管理指導短期宿泊事業（町事業）・・ 50
（６）在宅要介護者への支援の推進・・・・・・・・・・・ 50
①　福祉用具貸与事業
（町社会福祉協議会事業）・・・・・・・・・・・・・ 50
②　移送サービス「福祉有償運送」
（ＮＰＯ法人） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
③　車いす搭載軽自動車（きぼう号）の
貸し出し（町社会福祉協議会事業）・・・・ 51
（７）施設利用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
①　養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
②　福祉センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

■第４章　現状・課題と今後の高齢者施策の方向性■

１．介護保険事業の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
２．介護予防・日常生活支援総合事業等の充実・ 54
３．地域包括ケアシステムの充実 ・・・・・・・・・・・・ 54
４．生きがい・社会参加の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 55
５．安心のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
６．相談・情報提供体制の充実・・・・・・・・・・・・・・ 56

■第５章　基本構想■

１　基本目標 ･････････････････････････････ 57
２　基本方針 ･････････････････････････････ 58
３　計画の枠組み ･････････････････････････ 60
（１）高齢者人口の推計･････････････････････ 60
（２）高齢化率の推移 ･･････････････････････ 61
（３）要介護認定者数の推計･････････････････ 62

■第６章　介護保険事業の充実■

１　介護保険サービスの考え方 ･･････････････ 63
２　サービス量の見込み ････････････････････ 64
３　サービス量の見込みの手順 ･･････････････ 64
４　介護サービスの見込み ･･････････････････ 65
（１）居宅サービス ････････････････････････ 65
①　訪問介護 ･･････････････････････････････ 65
②　訪問入浴介護 ･･････････････････････････ 65
③　訪問看護 ･･････････････････････････････ 65
④　訪問リハビリテーション ････････････････ 66
⑤　居宅療養管理指導 ･･････････････････････ 66
⑥　通所介護 ･･････････････････････････････ 66
⑦　通所リハビリテーション ････････････････ 66
⑧　短期入所生活介護 ･･････････････････････ 67
⑨　短期入所療養介護（介護老人保健施設、
介護医療院） ･･････････････････････････ 67
⑩　特定施設入居者生活介護 ････････････････ 67
⑪　福祉用具貸与 ･･････････････････････････ 68
⑫　特定福祉用具購入費 ････････････････････ 68
⑬　住宅改修費の支給 ･･････････････････････ 68
（２）地域密着型サービス ･･････････････････ 69
①　小規模多機能型居宅介護 ････････････････ 69
②　認知症対応型共同生活介護
（グループホーム） ････････････････････ 69
③　地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護 ････････････････････････ 69
④　地域密着型通所介護･････････････････････ 69
⑤　その他の地域密着型サービス･････････････ 70
（３）居宅介護支援・介護予防支援･･････････ 70
（４）施設サービス ････････････････････････ 70
①　介護老人福祉施設･･･････････････････････ 70
②　介護老人保健施設･･･････････････････････ 70
③　介護医療院 ････････････････････････････ 70
④　介護療養型医療施設･････････････････････ 70
⑤　施設合計 ･･････････････････････････････ 71
５　サービスの質の確保と適正な利用･････････ 71
（１）サービスの質の確保･･･････････････････ 71
（２）介護給付適正化事業の推進･････････････ 71
①　要介護認定の適正化･････････････････････ 71
②　ケアプランの点検･･･････････････････････ 71
③　住宅改修等の点検･･･････････････････････ 71
④　医療情報との突合、縦覧点検･････････････ 71
⑤　介護給付費の通知･･･････････････････････ 71
６　介護保険事業費の見込み･････････････････ 72
７　第１号被保険者の保険料の推計･･･････････ 74
（１）第１号被保険者の負担割合･････････････ 74
（２）第１号被保険者の保険料の推計･････････ 74
８　介護保険料基準額の設定･････････････････ 76

■第７章　介護予防・日常生活支援総合事業等の充実■

１　介護予防・生活支援サービス事業・・・・・・・・・ 77
２　一般介護予防事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
（１）介護予防把握事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
（２）介護予防普及啓発事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
①　お元気サロン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
②　美脳教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
③　らく楽トレーニング教室・らく楽自主
トレーニング利用者講習会・・・・・・・・・・・・ 79
④　こころの相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
⑤　介護予防講演会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
⑥　介護予防に関する「おでかけ健康講座」 80
（３）一般介護予防事業評価事業 ・・・・・・・・・・・・ 81
（４）地域介護予防活動支援事業 ・・・・・・・・・・・・ 81
①　らく楽自主トレーニング
ボランティア講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
②　介護予防活動団体への助成・・・・・・・・・・・・ 81
③　スマサポ教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
（５）地域リハビリテーション活動支援事業・・・ 82
（６）高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
３　高齢者福祉（その他の生活支援）・・・・・・・・・ 83
（１）ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への
生活支援の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
①　独居老人等緊急通報装置貸与事業
（町事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
②　ねたきり老人等日常生活用具給付事業
（町社会福祉協議会事業）・・・・・・・・・・・・・ 83
③　ふれあい型配食サービス事業
（町社会福祉協議会事業）・・・・・・・・・・・・・ 83
④　在宅配食サービス（ＮＰＯ法人）・・・・・・ 84
（２）在宅要介護者への支援の推進・・・・・・・・・・・ 84
①　福祉用具貸与事業
（町社会福祉協議会事業）・・・・・・・・・・・・・ 84
②　移送サービス「福祉有償運送」
（ＮＰＯ法人） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
③　車いす搭載軽自動車「きぼう号」
の貸し出し（町社会福祉協議会事業）・・ 85
（３）その他の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
○　生活管理指導短期宿泊事業（町事業）・・ 85

■第８章　地域包括ケアシステムの充実■

１　包括的支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
（１）介護予防ケアマネジメント事業・・・・・・・・・ 86
（２）地域ケア会議の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（３）総合相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
（４）権利擁護業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
２　在宅医療・介護連携の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ 88
３　認知症施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
（１）標準的な認知症ケアパスの作成・普及・・・ 89
（２）認知症初期集中支援チームの設置・・・・・・・ 90
（３）「認知症地域支援推進員」の活動・・・・・・・・ 90
（４）認知症にふさわしい介護サービスの利用・ 90
（５）認知症家族交流事業「オレンジサークル」
「オレンジカフェ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
（６）認知症サポーターの養成・・・・・・・・・・・・・・ 91
４　生活支援サービスの体制整備・・・・・・・・・・・・・ 91
５　家族介護支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
（１）家族介護者交流事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
（２）ねたきり老人等介護用品支給事業・・・・・・・ 92
６　介護人材確保及び業務効率化の取組強化・・・ 92
（１）介護人材の確保及び業務効率化の
取組強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

■第９章　生きがい・社会参加の推進■

１　シルバー人材センターの充実 ･････････････ 93
２　高齢者同士の交流機会の提供と参加促進･･･ 93
（１）老人クラブ ･････････････････････････ 93
（２）ふれあいいきいきサロン事業･････････････ 93
（３）地域福祉活動助成事業 ･･････････････････ 93
（４）地域訪問事業 ･･････････････････････････ 93
（５）地域の集いの場推進事業 ････････････････ 94
３　生涯学習・生涯スポーツの推進･････････････ 94
（１）公民館講座 ･････････････････････････････ 94
（２）チャレンジクラブ 802 ･･････････････････ 94
（３）交通手段の確保 ･････････････････････････ 94
４　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等･ 94
（１）地域住民の地域福祉活動への参加促進･･･ 94

■第 10 章　安心のまちづくりの推進■

１　住環境の整備 ･････････････････････････････ 95
（１）町営住宅のバリアフリー推進･････････････ 95
（２）養護老人ホームの適正利用の推進･･････････ 95
２　道路や公共施設等のバリアフリー化の推進･ 95
（１）道路のバリアフリーの推進 ･･････････････ 95
（２）公共施設のバリアフリーの推進･････････････ 95
（３）民間施設のバリアフリーの促進･････････････ 96
３　防災・防犯・交通安全対策の推進･････････････ 96
（１）防災体制の強化 ･････････････････････････ 96
（２）防犯対策の推進 ･････････････････････････ 97
（３）交通安全対策の推進･････････････････････ 97
（４）八百津町見守りネットワーク事業の推進･ 98
４　感染症予防対策の推進･････････････････････ 98

■第 11 章　相談・情報提供体制の充実■

１　情報提供の充実 ･･････････････････････････ 99
（１）多様な媒体を使った情報提供の充実･････ 99
（２）「口コミ」での情報提供の推進･････････････ 99
２　相談体制の充実 ･･････････････････････････ 99
（１）相談支援体制のネットワークづくり･････ 99
（２）成年後見相談センターでの権利擁護支援
　　の推進 ･･････････････････････････････ 100
（３）日常生活自立支援事業の利用促進･･････ 100

■計画の推進■

１　地域における自立した日常生活の支援、
　　介護予防又は重度化防止への取組に関
　　する評価指標及び目標の設定 ･････････････ 101
（１）事業量を表すアウトプット指標と目標･･ 101
（２）事業の成果を表すアウトカム指標と目標 102
２　ＰＤＣＡサイクルによる進捗状況の評価･･ 102

■資　料■

１　八百津町保健福祉推進協議会 ･････････････ 103
（１）八百津町保健福祉推進協議会設置要綱･･ 103
（２）八百津町保健福祉推進協議会委員名簿･･ 104
２　策定の経緯 ･･････････････････････････････ 105

■第１章　計画策定にあたって■

1　計画策定の背景・主旨

（１）国の動向

日本の高齢化は進んでおり、令和２（2020）年４月１日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.6％（総務省統計局）となっています。また、高齢化率の上昇に伴い、要介護認定者の増加による医療や介護の社会保障費の増大、認知症高齢者の増加、家族介護者の負担の増加と介護離職の増加、介護人材不足等高齢者を取り巻く状況は課題が山積していると言えます。

平成９年に「介護保険法」が公布され、社会全体で介護を支える新しい仕組みとして、平成12年度から介護保険制度が導入されました。この法律において保険者は市町村と定められ、市町村は保険給付の円滑な実施に関する「市町村介護保険事業計画」を定めることが義務づけられました。

介護保険制度導入からすでに20年が経過し、その間、地域密着型サービスなど新しいサービスの創設、利用者負担の見直し、予防給付の見直しや総合事業の創設など、さまざまな制度改正が行われてきました。その中で、制度は浸透し、サービス事業者の参入が進み、利用は増加の一途をたどっており、同時に介護保険料も増加を続けています。

こうした中、団塊の世代が75歳以上となる令和７（2025）年を見据え、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められてきており、今後も、地域の実情に合わせた、地域包括ケアシステムを強化していくことが求められています。

図表１－１　地域包括ケアシステムの姿

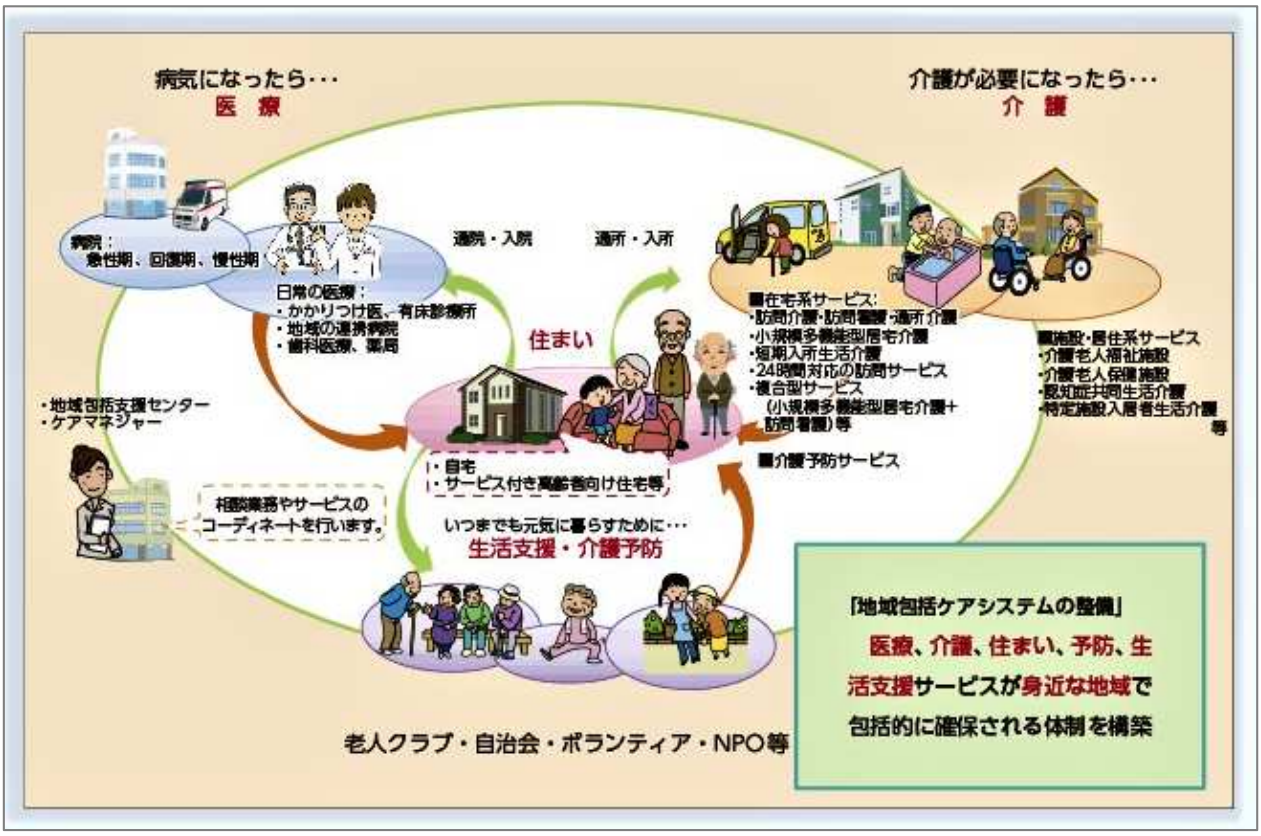

（２）本町の取組

本町は、平成５年度に老人保健法および老人福祉法に基づく「八百津町老人保健福祉計画」を策定しました。平成 11 年度には、介護保険法、老人保健法および老人福祉法に基づく「やおつ高齢者いきいきプラン（第１期計画）」を策定し、その後３年ごとに計画を見直し、介護保険サービス基盤の整備、介護予防の推進、高齢者一般施策などを推進してきました。

第４期計画期間においては、八百津地区内に老人保健施設、グループホームの整備、第５期計画期間においては、久田見地区内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる特別養護老人ホームと、小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みました。また、第６期計画期間には、平成 27 年度の介護保険法改正により、平成 30 年４月から実施することとなった、地域支援事業の充実のための「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」について、円滑な実施に向けて準備に取り組みました。第７期計画期間には、平成 29 年度からスタートした総合事業が本格実施しており、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等への対応が一層重要となってきました。

また、地域包括ケアシステム強化法のポイントに示されているように、国から提供されたデータを分析していく「地域包括ケア『見える化』システム」が開発されています。これにより、各保険者は、要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を分析し、給付実態を明らかにし、それぞれの課題に応じた効果的な施策実施につなげ

ていくことが求められています。

この度、第７期計画が令和２年度に計画期間を終了することから、給付分析、アンケート結果、第７期の現状と課題、さらに制度改正を踏まえて、計画の見直しを行い、「やおつ高齢者いきいきプランⅧ　第８期介護保険事業計画・老人福祉計画」（以下「第８期計画」といいます）を策定しました。

2　計画の性格

本計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画および老人福祉法に基づく老人福祉計画を一体的に策定したものです。

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）を踏まえて策定しています。

また、本計画は、「八百津町総合計画」を上位計画とし、「八百津町地域福祉計画」「八百津町健康増進計画」「八百津町障がい者計画・障がい福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定しました。

図表１－２　他計画との関係

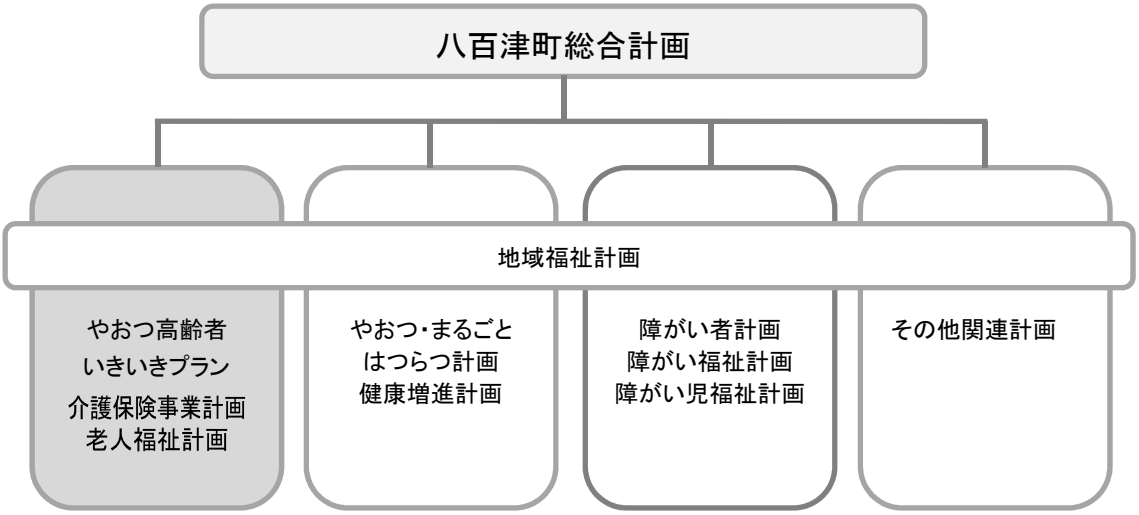

3　計画の期間

本計画は、令和３年度から令和５年までの３年間を計画期間とします。

なお、第８期計画は、団塊世代が後期高齢者となり、介護の必要な高齢者が大幅に増加することが予測される令和７年度（2025年度）、日本の高齢者人口がピークとなる令和22年度（2040年度）までの中長期的な視野に立ち、令和７年度（2025年度）・令和22年度（2040年度）の見込み等についても記載しています。

図表１－３　計画の期間

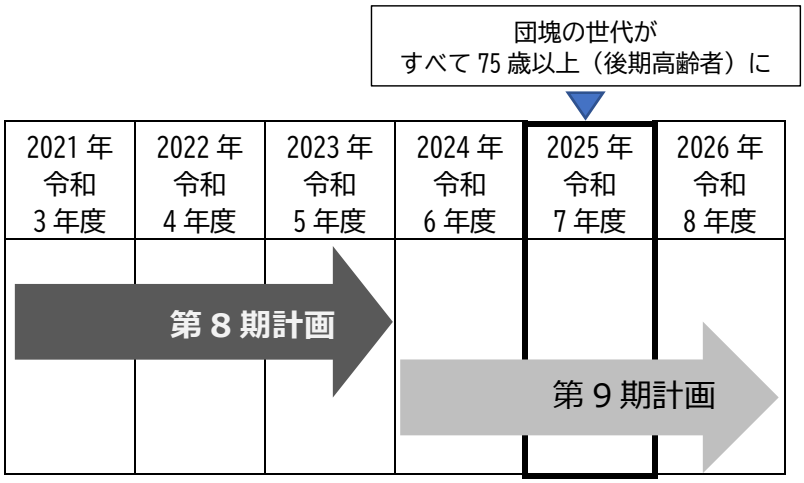

4　計画の策定体制

（１）八百津町保健福祉推進協議会

本計画は、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、住民代表および学識経験者らで構成される「八百津町保健福祉推進協議会」により協議・検討を行い、第８期計画を策定しました。

（２）検討チーム

本計画は、健康福祉課介護保険係が中心となり、福祉係、健康増進係、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター等、実務者レベルによる検討チームを設置し、随時協議を重ねるとともに、庁内関係各課との協議・調整を図りながら策定しました。

（３）県および中濃圏域での調整

介護保険サービスの基盤整備やサービス見込み量などについては、県担当課、中濃圏域の各市町村などとの意見交換、調整を重ね、広域的視点に配慮しながら策定しました。

5　アンケート調査

第８期計画の基礎資料を得るため、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査を実施しました。

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の人の生活や健康の状況をお聞きし、介護予防などの支援の必要性の有無を把握するもので、国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目を基本（町の独自項目を追加）として実施し、結果は国の地域包括ケア「見える化」システムに掲載して活用しました。

（２）在宅介護実態調査

要支援･要介護認定を受け居宅で暮らしている人およびその介護をしている人から、家族介護の実態、介護保険サービスの満足度等をたずね、介護保険サービスの充実とよりよい介護保険制度実現のための基礎資料とします。なお、この調査は、厚生労働省が示す「在宅介護実態調査」の内容を基本（町の独自項目を追加）として実施しています。

図表１－４　調査の種類・回収結果等

区　分	①介護予防･日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査
調査対象者	要支援・要介護と認定されていない65歳以上の人	居宅で生活している要支援・要介護認定者
抽出方法	抽　出	全　数
配布･回収	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査基準日	令和２年２月１日	
調査期間	令和２年３月３日～令和２年３月 16 日	
配 布 数	998	374
有効回答数(率)	712（71.3%）	228（61.0%）
備　　考	記名（あて名シール付）	無記名

■第２章　高齢者などの現状■

1　人口構造

（１）年齢３区分別人口の推移

令和２年 10 月 1 日現在の八百津町の総人口は 10,675 人です。平成 28 年以降、減少傾向が続いています。

年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口（０～14 歳）および生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少、老年人口（65 歳以上）はほぼ横ばいとなっています。

図表２－１　年齢３区分別人口の推移

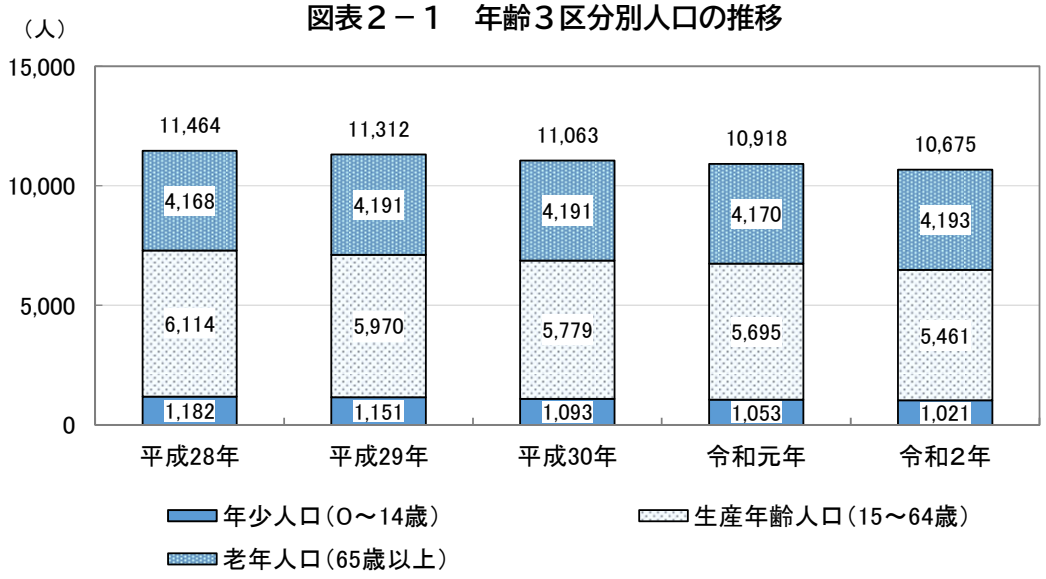

［資料］住民基本台帳（各年10月1日現在）

（２）高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、年々増加しており、令和２年で39.3%となっています。

全国・岐阜県と比べて高く推移しており、令和２年で全国より 10.6 ポイント、岐阜県より 9.1 ポイント高くなっています。

図表２－２　高齢化率の推移

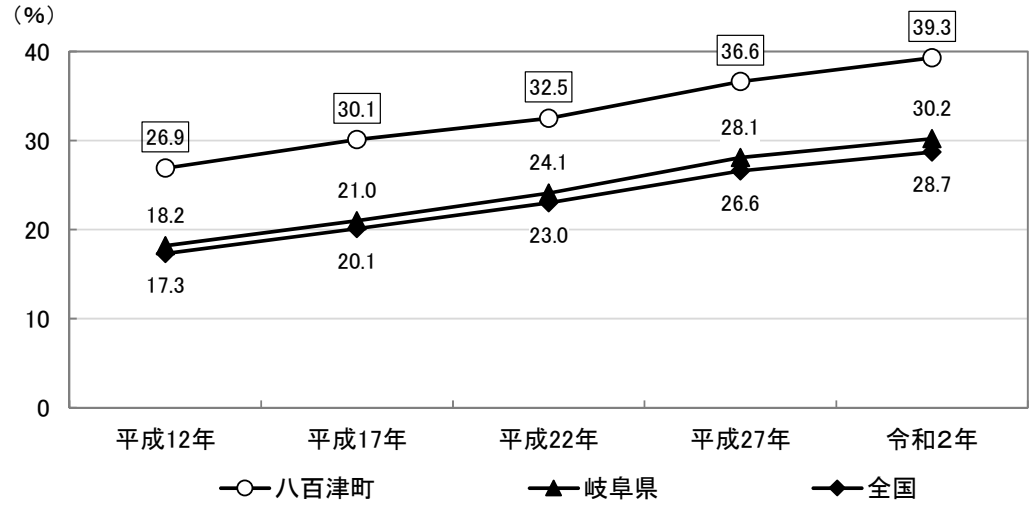

［資料］国勢調査
※令和2年のみ　全国:総務省統計局人口推計(10月1日現在)
岐阜県:岐阜県四半期報(7月1日現在) 八百津町:住民基本台帳(10月1日現在)

（３）前期高齢者・後期高齢者数の推移

前期高齢者・後期高齢者数の推移をみると、前期高齢者数は減少傾向、後期高齢者数は増加傾向にあり、令和２年で前期高齢者数が 2,273 人、後期高齢者数が 1,920 人となっています。

高齢者に占める後期高齢者割合の推移をみると、増加傾向にあり、令和２年で45.8%となっています。

図表２－３　前期高齢者・後期高齢者数の推移

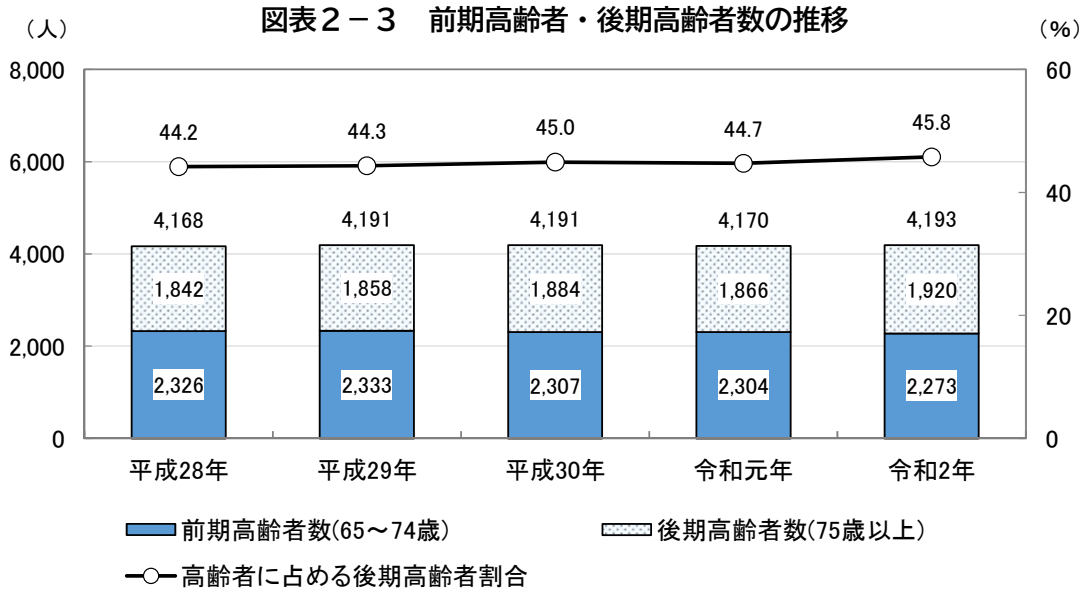

［資料］住民基本台帳(各年10月1日現在)

（４）高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 27 年で 2,579 世帯となっています。また、その内訳をみると、ひとり暮らし高齢者世帯および高齢者夫婦のみ世帯は年々増加、その他の世帯は減少しています。

高齢者世帯の割合の推移をみると、年々増加しており、平成 27 年で 66.3%となっています。

図表２－４　高齢者世帯数の推移

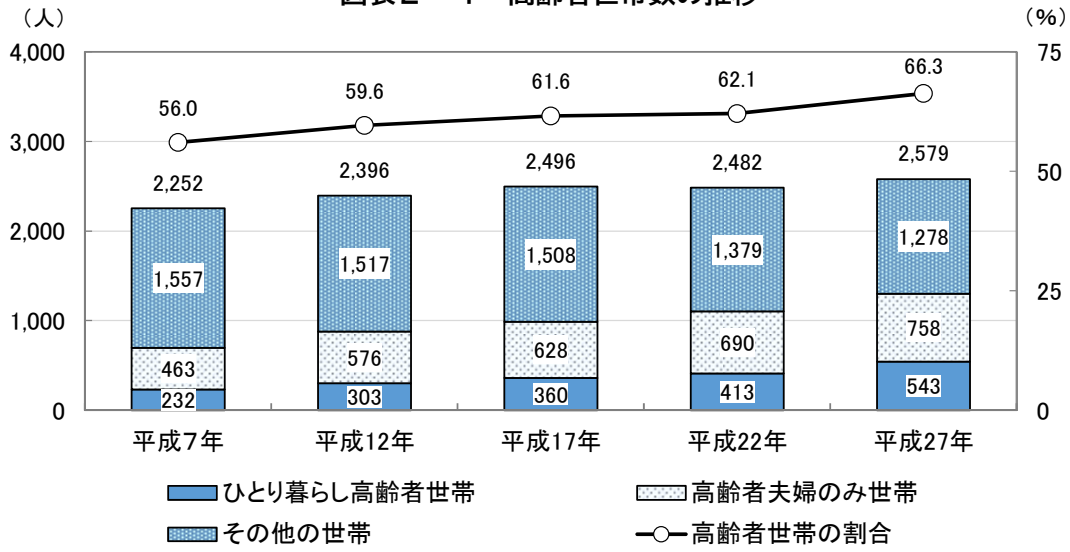

［資料］国勢調査

（５）要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成 30 年までは増加しているものの、令和元年には減少に転じ 775 人、認定率は 18.6%となっています。

要介護度別にみると、経年で増加傾向となっているものは、要介護 1 の認定者です。

図表２－５　要介護認定者数の推移

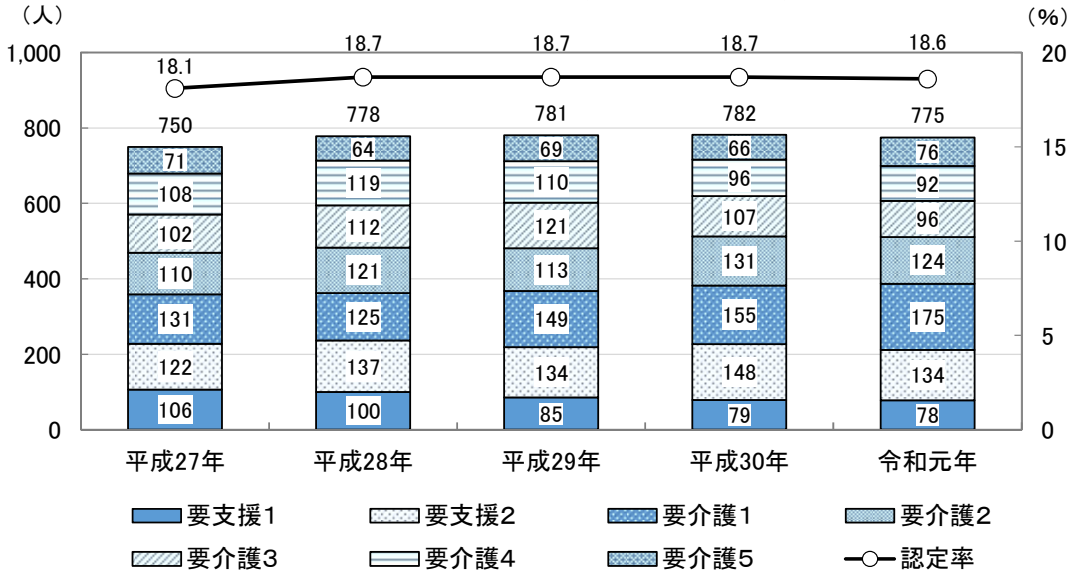

［資料］厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末日現在）
※認定者は第2号被保険者を含む

（６）調整済み認定率の国・県・近隣町間比較

調整済み認定率※の分布をみると、全国・岐阜県に比べて、本町は軽度認定率（要支援１～要介護２）・重度認定率（要介護３～要介護５）ともに低くなっています。近隣町と比べると、軽度認定率は白川町、川辺町に次いで低く、重度認定率は川辺町に次いで低くなっています。

※認定率の多寡に影響する「第１号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

図表２－６　調整済み認定率の国・県・近隣町間比較

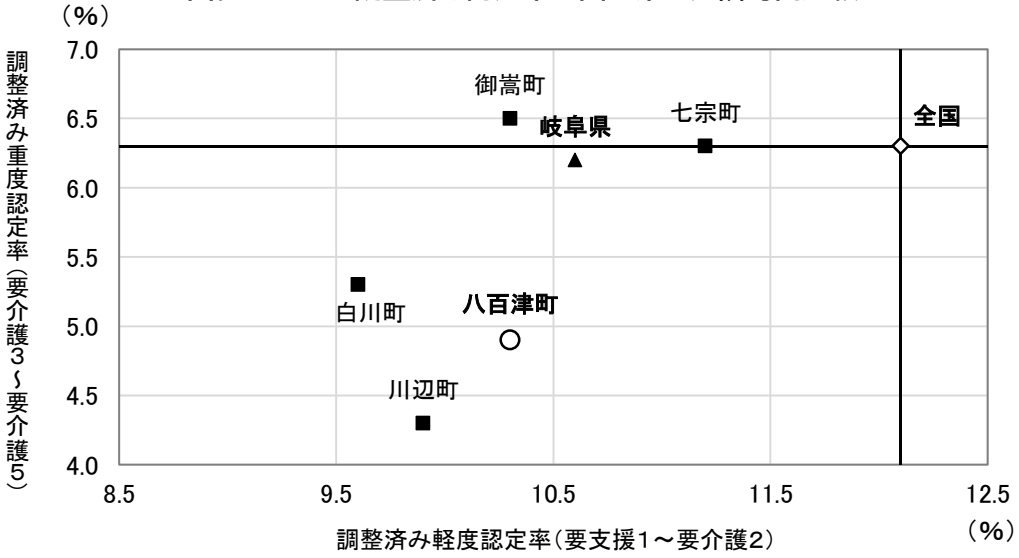

［資料］厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年）

（７）認定率の国・県・近隣町間比較

認定率をみると、全国より低く、岐阜県より高くなっています。近隣町と比べると、七宗町・白川町に次いで高くなっています。

図表２－７　認定率の国・県・近隣町間比較

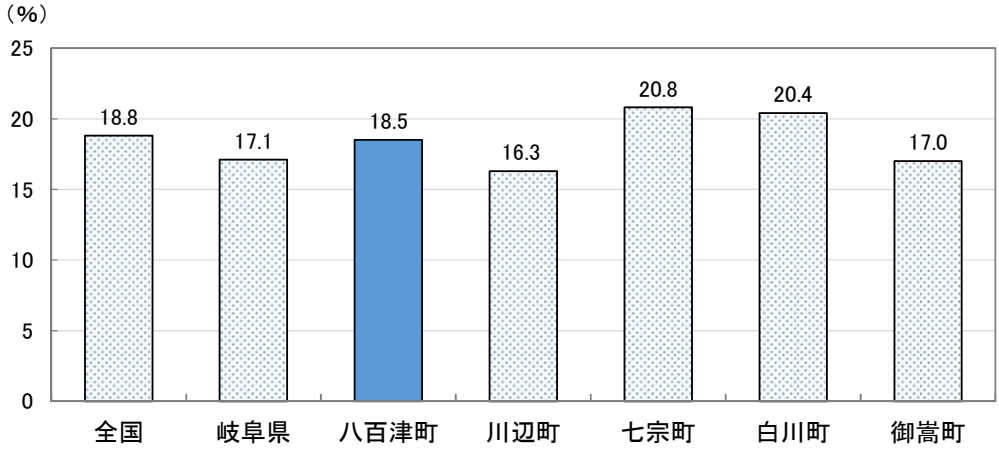

［資料］厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和元年10月末）
※認定者は第2号被保険者を含む

■第３章　介護保険・高齢者福祉サービスの現状■

1　介護保険サービス

（１）居宅サービス

①　訪問介護

令和元年 10 月の訪問介護の利用者数は 63 人、利用回数は 1,400 回で、利用者数、利用回数ともに増加傾向となっています。

1 人当たりの利用状況をみると、受給率は 1.5%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 712 円、受給者 1 人当たり給付月額は 48,591 円、受給者 1 人当たり利用回数は 19.1 回となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－１　訪問介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	16	23	22	269	330	326	685	897	968
	2	17	20	19	278	405	448	880	1,089	1,162
	3	9	5	9	210	195	103	572	467	274
	4	3	5	5	57	141	58	146	435	192
	5	4	5	8	130	53	465	338	156	1,008
合　計		50	58	63	944	1,124	1,400	2,620	3,044	3,604

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－２　訪問介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	2.8	2.3	1.5
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	1,970	1,840	712
受給者1人当たり給付月額（円）	70,335	80,272	48,591
受給者1人当たり利用回数（回）	24.1	29.9	19.1

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

令和元年 10 月の訪問入浴介護の利用者数は６人、利用回数は 32 回で、利用者数、利用回数ともに増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.1%、第１号被保険者１人当たり給付月額は 56 円、受給者１人当たり給付月額は 46,776 円、受給者１人当たり利用回数は 4.0 回となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－３　訪問入浴介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	2	1	2	12	8	14	141	95	157
	5	2	2	4	8	8	18	94	95	218
合　計		4	3	6	20	16	32	235	190	375

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－４　訪問入浴介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.2	0.2	0.1
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	108	99	56
受給者1人当たり給付月額（円）	61,243	59,161	46,776
受給者1人当たり利用回数（回）	4.9	5.0	4.0

[資料] 地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

③　訪問看護・介護予防訪問看護

令和元年 10 月の訪問看護の利用者数は 13 人、利用回数は 148 回で、利用者数、利用回数ともに減少傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.4%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 159 円となっており、ともに全国・岐阜県より大きく下回っています。受給者 1 人当たり給付月額は 44,122 円、受給者 1 人当たり利用回数は 10.9 回となっており、ともに全国・岐阜県を上回っています。

図表３－５　訪問看護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	0	0	1	0	0	8	0	0	21
	2	1	1	0	18	15	0	50	39	0
要介護	1	3	1	1	30	5	10	106	31	36
	2	3	5	4	35	56	30	106	166	114
	3	3	3	2	56	51	43	166	190	144
	4	0	1	3	0	17	18	0	48	84
	5	4	4	2	52	41	39	239	164	142
合　計		14	15	13	191	185	148	666	638	542

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－６　訪問看護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	1.6	1.6	0.4
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	642	598	159
受給者1人当たり給付月額（円）	40,169	38,194	44,122
受給者1人当たり利用回数（回）	8.6	8.9	10.9

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

④　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

令和元年 10 月の訪問リハビリテーションの利用者数は 1 人、利用回数は 10 回となっています。

1 人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.0%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 6 円、受給者 1 人当たり給付月額は 25,191 円、受給者 1 人当たり利用回数は 8.0 回となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－７　訪問リハビリテーションの利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	1	0	0	8	0	0	23	0
	5	0	1	1	0	8	10	0	25	31
合　計		0	2	1	0	16	10	0	48	31

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－８　訪問リハビリテーションの１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.3	0.2	0.0
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	110	68	6
受給者1人当たり給付月額（円）	32,845	29,409	25,191
受給者1人当たり利用回数（回）	11.2	10.2	8.0

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑤　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

令和元年 10 月の居宅療養管理指導の利用者数は 36 人で、ほぼ横ばい傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.9%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 82 円、受給者 1 人当たり給付月額は 8,995 円となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－９　居宅療養管理指導の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	2	2	1	9	25	5
	2	1	3	1	5	16	5
要介護	1	4	10	7	64	78	51
	2	7	10	7	50	71	50
	3	5	6	7	82	63	86
	4	1	4	4	13	24	39
	5	5	5	9	54	20	70
合　計		25	40	36	277	297	305

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－10　居宅療養管理指導の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	2.3	2.0	0.9
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	273	209	82
受給者1人当たり給付月額（円）	12,028	10,363	8,995

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑥　通所介護

令和元年 10 月の通所介護の利用者数は 154 人、利用回数は 1,913 回で、利用者数、利用回数ともに減少傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 3.6%と全国を上回っているものの、岐阜県を下回っています。第１号被保険者１人当たり給付月額は 3,210 円、受給者１人当たり給付月額は 88,502 円、受給者１人当たり利用回数は 11.8 回となっており、いずれも全国・岐阜県を上回っています。

図表３－11　通所介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	62	74	58	609	752	690	3,783	4,637	4,149
	2	50	54	39	601	657	466	4,358	4,629	3,274
	3	33	30	30	386	402	409	3,270	3,338	3,391
	4	22	22	17	298	261	232	2,397	2,397	2,108
	5	11	11	10	107	136	116	1,373	1,373	1,162
合　計		178	191	154	2,001	2,208	1,913	16,375	16,375	14,084

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－12　通所介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	3.3	3.8	3.6
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	2,657	3,130	3,210
受給者1人当たり給付月額（円）	80,551	82,813	88,502
受給者1人当たり利用回数（回）	10.5	10.4	11.8

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑦　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

令和元年 10 月の通所リハビリテーションの利用者数は 125 人、利用回数は 802 回で、利用者数、利用回数ともに増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 3.0%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 1,988 円、受給者 1 人当たり給付月額は 66,727 円となっており、いずれも全国・岐阜県を上回っています。受給者 1 人当たり利用回数は 6.0 回となっており、全国を上回り、岐阜県と並んでいます。

図表３－13　通所リハビリテーションの利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	10	11	16	0	0	0	188	240	351
	2	22	31	34	0	0	0	806	1,208	1,352
要介護	1	23	25	30	167	187	302	1,367	1,492	2,312
	2	21	21	25	146	175	252	1,342	1,456	2,163
	3	12	10	10	111	101	130	1,137	1,011	1,291
	4	3	5	6	25	36	76	312	451	845
	5	1	6	4	4	49	42	44	621	534
合　計		92	109	125	453	548	802	5,197	6,479	8,847

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－14　通所リハビリテーションの１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	1.8	1.5	3.0
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	1,022	916	1,988
受給者1人当たり給付月額（円）	57,888	61,077	66,727
受給者1人当たり利用回数（回）	5.8	6.0	6.0

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑧　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和元年 10 月の短期入所生活介護の利用者数は 68 人、利用回数は 688 回で、利用者数は増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 1.4%となっており、全国・岐阜県を上回っています。第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 1,100 円となっており、全国を上回っているものの、岐阜県を下回っています。受給者 1 人当たり給付月額は 78,963 円、受給者 1 人当たり利用回数は 9.9 回となっており、ともに全国・岐阜県を下回っています。

図表３－15　短期入所生活介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	0	0	1	0	0	4	0	0	25
	2	2	2	3	15	14	13	96	91	105
要介護	1	8	14	13	42	84	117	278	563	785
	2	11	11	15	113	99	156	833	742	1,065
	3	11	16	18	196	221	242	1,546	1,841	1,940
	4	16	13	10	223	131	100	1,926	1,167	943
	5	8	3	8	115	27	56	1,107	253	557
合　計		56	59	68	704	576	688	5,785	4,656	5,421

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－16　短期入所生活介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.9	1.3	1.4
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	919	1,248	1,100
受給者1人当たり給付月額（円）	97,352	98,952	78,963
受給者1人当たり利用回数（回）	11.7	11.8	9.9

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑨　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和元年 10 月の短期入所療養介護の利用者数は３人、利用回数は 31 回で、利用者数、利用回数ともに増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.0%、第１号被保険者１人当たり給付月額は 10 円、受給者１人当たり給付月額は 43,434 円、受給者１人当たり利用回数は 4.0 回となっており、いずれも全国・岐阜県を大きく下回っています。

図表３－17　短期入所療養介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	1	0	0	4	0	0	47
	3	0	1	1	0	6	3	0	70	36
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	0	0	1	0	0	24	0	0	263
合　計		0	1	3	0	6	31	0	70	347

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－18　短期入所療養介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.1	0.2	0.0
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	124	168	10
受給者1人当たり給付月額（円）	86,152	94,780	43,434
受給者1人当たり利用回数（回）	7.7	8.9	4.0

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑩　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

令和元年 10 月の特定施設入居者生活介護の利用者数は 13 人で、増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 544 円となっており全国を下回っているものの岐阜県を上回っています。受給者１人当たり給付月額は 188,716 円となっており、全国・岐阜県を上回っています。

図表３－19　特定施設入居者生活介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	2	3	1	117	179	63
	2	2	2	1	190	192	102
要介護	1	2	3	4	331	508	694
	2	3	2	1	419	380	187
	3	1	1	2	210	74	426
	4	0	0	2	0	0	284
	5	0	1	2	0	255	519
合　計		10	12	13	1,268	1,588	2,274

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－20　特定施設入居者生活介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	1,258	465	544
受給者1人当たり給付月額（円）	180,311	181,837	188,716

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑪　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

令和元年 10 月の福祉用具貸与の利用者数は 198 人で、ほぼ横ばい傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 4.9%、第１号被保険者１人当たり給付月額は 502 円、受給者１人当たり給付月額は 10,339 円となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－21　福祉用具貸与の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	15	12	14	80	83	106
	2	45	47	37	219	253	212
要介護	1	26	29	34	146	123	154
	2	24	43	46	224	452	434
	3	34	32	29	429	352	341
	4	25	25	21	370	425	387
	5	11	14	17	283	395	487
合　計		180	202	198	1,751	2,083	2,121

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－22　福祉用具貸与の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	6.5	6.6	4.9
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	745	720	502
受給者1人当たり給付月額（円）	11,523	10,973	10,339

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑫　福祉用具購入費の支給・介護予防福祉用具購入費の支給

在宅の要支援・要介護者が入浴補助用具や腰掛便座などの福祉用具を購入した場合は、申請により 10 万円の利用限度額の範囲内で、かかった費用の９割、８割または７割が支給されます。令和元年度の福祉用具購入費の給付費実績は 1,215 千円となっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 47 円となっており、全国・岐阜県を上回っています。

図表３－23　福祉用具購入費の支給の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	13	9	10	136	80	96
	2				176	127	184
要介護	1	37	25	33	354	169	173
	2				131	253	405
	3				313	133	182
	4				219	35	104
	5				153	37	71
合　計		50	34	43	1,482	834	1,215

[資料]各年度給付実績より

図表３－24　福祉用具購入費の支給の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	32	27	47

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑬　住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅の要支援・要介護者が手すりの取付、床段差の解消などの住宅改修を行った場合は、申請により 20 万円の利用限度額の範囲内で、かかった費用の９割、８割または７割が支給されます。令和元年度の住宅改修費の給付費実績は 2,861 千円となっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 75 円となっており、全国・岐阜県を下回っています。

図表３－25　住宅改修費の支給の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	15	6	17	717	166	393
	2				927	574	1,304
要介護	1	33	27	13	1,444	954	394
	2				160	810	166
	3				768	131	301
	4				528	190	219
	5				168	13	84
合　計		48	33	30	4,712	2,838	2,861

[資料]各年度給付実績より

図表３－26　住宅改修費の支給の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	89	99	75

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

⑭　居宅介護支援・介護予防支援

令和元年 10 月の居宅介護支援・介護予防支援の利用者数は 382 人で、増加傾向となっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 943 円、受給者１人当たり給付月額は 10,436 円となっており、ともに全国・岐阜県を下回っています。

図表３－27　居宅介護支援・介護予防支援の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	20	20	28	86	89	121
	2	56	62	59	244	267	254
要介護	1	100	104	108	1,083	1,165	1,217
	2	73	85	86	818	947	1,019
	3	58	56	49	852	857	777
	4	34	37	30	485	556	450
	5	15	15	22	218	222	326
合　計		356	379	382	3,785	4,101	4,164

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－28　居宅介護支援・介護予防支援の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	1,214	1,162	943
受給者1人当たり給付月額（円）	12,668	12,213	10,436

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

（２）地域密着型サービス

①　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

令和元年 10 月の認知症対応型共同生活介護の利用者数は 12 人で、ほぼ横ばいとなっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 689 円、受給者１人当たり給付月額は 238,869 円となっており、ともに全国・岐阜県を下回っています。

図表３－29　認知症対応型共同生活介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	－	－	－	－	－	－
	2	0	0	0	0	0	0
要介護	1	2	2	3	478	490	618
	2	3	2	2	746	500	502
	3	3	3	3	764	790	797
	4	3	2	3	766	525	789
	5	4	3	1	1,036	803	268
合　計		15	12	12	3,791	3,109	2,975

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－30　認知症対応型共同生活介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	1,506	1,778	689
受給者1人当たり給付月額（円）	259,222	255,239	238,869

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

令和元年 10 月の小規模多機能型居宅介護の利用者数は 14 人で、増加傾向となっています。

1 人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.2%、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 402 円、受給者 1 人当たり給付月額は 167,181 円となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－31　小規模多機能型居宅介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要支援	1	1	0	0	34	0	0
	2	1	1	1	68	68	69
要介護	1	4	3	5	437	328	549
	2	2	3	3	315	390	477
	3	1	0	3	226	0	646
	4	0	1	1	0	248	258
	5	0	0	1	0	0	274
合　計		9	8	14	1,080	1,035	2,273

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－32　小規模多機能型居宅介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	0.3	0.3	0.2
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	571	519	402
受給者1人当たり給付月額（円）	182,603	181,358	167,181

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

③　地域密着型通所介護

令和元年 10 月の地域密着型通所介護の利用者数は 39 人で、ほぼ横ばいとなっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 0.9%となっており、全国を下回っているものの岐阜県と並んでいます。第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 863 円、受給者 1 人当たり給付月額は 94,560 円、受給者 1 人当たり利用回数は 11.5 回となっており、いずれも全国・岐阜県を上回っています。

図表３－33　地域密着型通所介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			利用回数（回）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	19	13	15	213	142	139	1,365	774	758
	2	10	10	14	87	111	164	576	824	1,173
	3	11	10	5	160	166	58	1,365	1,493	500
	4	1	3	3	18	72	73	193	788	806
	5	3	2	2	24	32	50	280	422	639
合　計		44	38	39	502	523	484	3,780	4,301	3,877

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－34　地域密着型通所介護の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	1.2	0.9	0.9
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	844	675	863
受給者1人当たり給付月額（円）	72,244	71,844	94,560
受給者1人当たり利用回数（回）	9.3	9.2	11.5

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）（令和元年 10 月利用分）

④　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和元年 10 月の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数は 23 人で、ほぼ横ばいとなっています。

1 人当たりの利用状況をみると、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 1,518 円、平成 30 年の調整済み第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 1,145 円となっており、ともに全国・岐阜県を大きく上回っています。

図表３－35　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	0	0	1	0	0	203
	2	2	3	4	425	656	896
	3	9	10	6	1,983	2,408	1,479
	4	8	6	6	1,873	1,553	1,609
	5	3	5	6	821	1,411	1,735
合　計		22	24	23	5,102	6,028	5,922

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－36　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の１人当たりの利用状況（国･県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	482	553	1,518
調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	432	486	1,145

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）　給付月額:（令和元年 10 月利用分）
調整済み給付月額:（平成 30 年）

⑤　その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護が制度化されていますが、本町には整備されていません。

（３）施設サービス

①　介護老人福祉施設

令和元年 10 月の介護老人福祉施設の利用者数は 66 人で、ほぼ横ばいとなっています。

１人当たりの利用状況をみると、第１号被保険者１人当たり給付月額は 3,883 円、平成 30 年の調整済み第１号被保険者１人当たり給付月額は 3,039 円となっており、ともに全国・岐阜県を下回っています。令和元年度の認定者１人当たり定員は 0.095 人となっており、全国を上回っているものの、岐阜県を下回っています。

図表３－37　介護老人福祉施設の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	0	0	0	0	0	0
	2	3	4	2	597	799	391
	3	12	11	16	2,418	2,095	3,507
	4	32	28	26	7,160	6,516	6,458
	5	25	22	22	6,162	5,895	5,487
合　計		72	65	66	16,337	15,306	15,843

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－38　介護老人福祉施設の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	4,137	4,322	3,883
調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	3,741	3,960	3,039
認定者1人当たり定員（人）	0.085	0.097	0.095

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年11 月 11 日取得）　給付月額:（令和元年 10 月利用分）
調整済み給付月額:（平成30 年）
定員:（令和元年度）

② 介護老人保健施設

令和元年10月の介護老人保健施設の利用者数は45人で、減少傾向となっています。

1人当たりの利用状況をみると、第1号被保険者1人当たり給付月額は2,766円、平成30年の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額は2,571円、令和元年度の認定者1人当たり定員は0.039人となっており、いずれも全国・岐阜県を下回っています。

図表３－39　介護老人保健施設の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成29年	平成30年	令和元年	平成29年	平成30年	令和元年
要介護	1	5	3	4	1,331	701	875
	2	9	10	14	2,510	2,581	3,304
	3	18	15	7	5,029	3,823	1,860
	4	15	13	12	4,502	3,580	3,261
	5	7	7	8	2,165	2,129	2,456
合　計		54	48	45	15,537	12,814	11,755

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月利用分）

図表３－40　介護老人保健施設の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	2,858	2,784	2,766
調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	2,635	2,688	2,571
認定者1人当たり定員（人）	0.057	0.065	0.039

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年11月11日取得）　給付月額:（令和元年10月利用分）
調整済み給付月額:（平成30年）
定員:（令和元年度）

③　介護療養型医療施設

令和元年 10 月の介護療養型医療施設の利用者数は 1 人で、横ばいとなっています。

1 人当たりの利用状況をみると、第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 182 円、平成 30 年の調整済み第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額は 60 円となっており、ともに全国・岐阜県を大きく下回っています。

図表３－41　介護療養型医療施設の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0
	4	1	1	1	329	228	335
	5	0	0	0	0	0	0
合　計		1	1	1	329	228	335

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－42　介護療養型医療施設の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　　分	全　国	岐阜県	八百津町
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	301	200	182
調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	388	186	60
認定者1人当たり定員（人）	0.006	0.004	―

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年11 月 11 日取得）　給付月額:（令和元年 10 月利用分）
調整済み給付月額:（平成30 年）
定員:（令和元年度）

④　施設合計

施設サービスの利用者数は減少傾向となっており、令和元年 10 月は 112 人です。要介護度別にみると、要介護４が最も高くなっています。

１人当たりの利用状況をみると、受給率は 3.3%、第１号被保険者１人当たり給付月額は 8,349 円となっており、ともに全国・岐阜県を上回っています。平成 30 年の調整済み第１号被保険者１人当たり給付月額は 6,815 円、令和元年度の認定者１人当たり定員は 0.134 人となっており、ともに全国・岐阜県を下回っています。

図表３－43　施設合計の利用状況

区　分		利用者数（人）			給付費（千円）		
		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
要介護	1	5	3	4	1,331	701	875
	2	12	14	16	3,107	3,380	3,695
	3	30	26	23	7,447	5,919	5,367
	4	48	42	39	11,991	10,324	10,053
	5	32	29	30	8,328	8,024	7,943
合　計		127	114	112	32,202	28,348	27,933

[資料]厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年 10 月利用分）

図表３－44　施設合計の１人当たりの利用状況（国・県との比較）

区　分	全　国	岐阜県	八百津町
受給率（%）	2.9	3.0	3.3
要介護1	0.1	0.1	0.1
要介護2	0.3	0.3	0.4
要介護3	0.7	0.7	0.7
要介護4	1.0	1.0	1.1
要介護5	0.8	0.8	0.9
第1号被保険者1人当たり給付月額（円）	7,778	7,859	8,349
介護老人福祉施設	4,137	4,322	3,883
介護老人保健施設	2,858	2,784	2,766
介護療養型医療施設	301	200	182
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	482	553	1,518
調整済み1号被保険者1人当たり給付月額（円）	7,196	7,320	6,815
介護老人福祉施設	3,741	3,960	3,039
介護老人保健施設	2,635	2,688	2,571
介護療養型医療施設	388	186	60
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	432	486	1,145
認定者1人当たり定員（人）	0.148	0.166	0.134
介護老人福祉施設	0.085	0.097	0.095
介護老人保健施設	0.057	0.065	0.039
介護療養型医療施設	0.006	0.004	－

[資料]地域包括ケア「見える化」システム（令和2年 11 月 11 日取得）　受給率、給付月額:（令和元年 10 月利用分）
調整済み給付月額:（平成 30 年）
定員:（令和元年度）

（４）給付費と保険料の推移

①　総給付費の推移

本町の令和元年度の総給付費は 9.8 億円となっています。平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、その後は 10 億円弱で推移しています。利用者負担や介護報酬の変更により増減はありますが、要介護認定者数は緩やかに増加すると見込まれているため、総給付費も緩やかに増加すると考えられます。

図表３－45　総給付費の推移

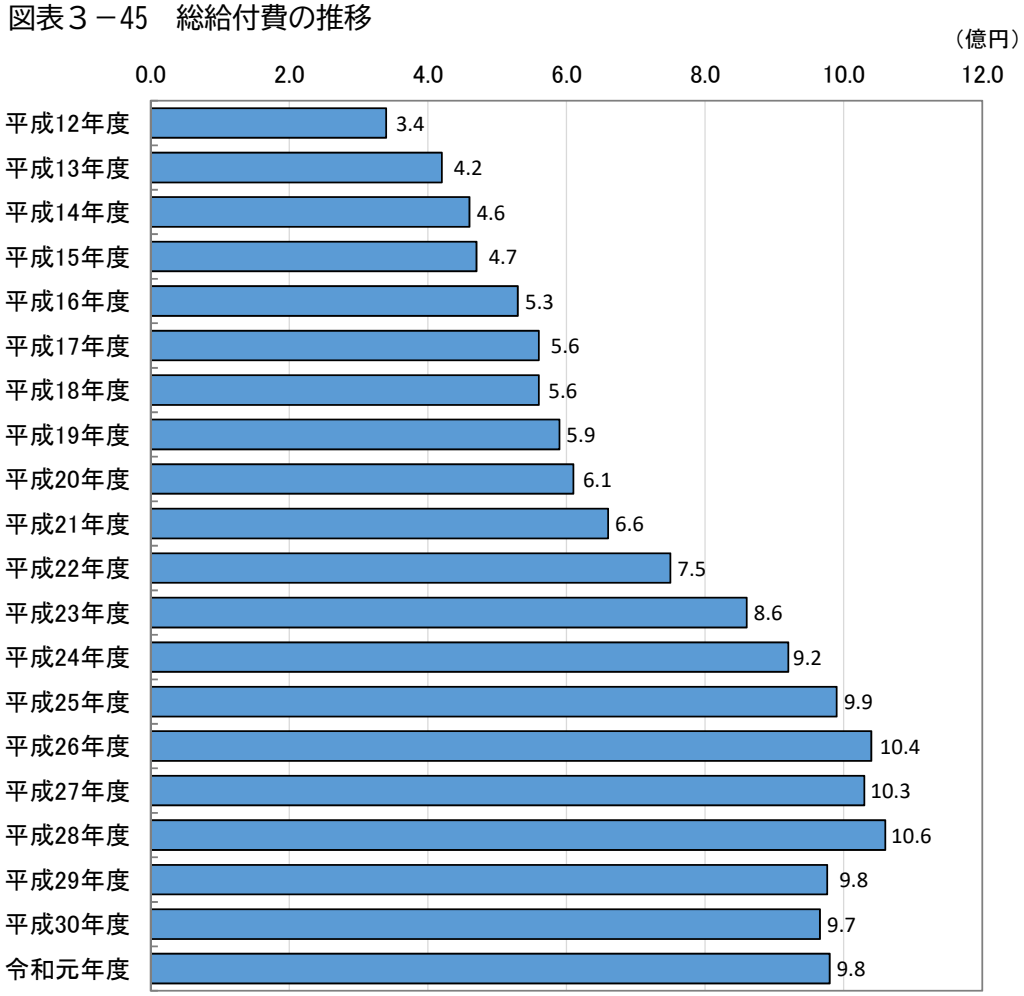

図表３－46　総給付費の増加率

区分	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
増加率	8.7	3.0	12.6	6.5	▲0.05	4.4	4.3	8.2	13.6
区分	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
増加率	14.7	7.0	7.6	5.1	▲1.0	2.9	▲7.5	▲1.0	1.0

② 保険料の推移

第１号被保険者（65 歳以上）の保険料の推移をみると、本町・全国・岐阜県ともに増加傾向となっています。第７期についてみると、本町は第６期と同額の 5,000 円となっており、全国より 869 円、岐阜県より 766 円下回っています。

図表３－47　第１号被保険者の保険料の推移（基準額）

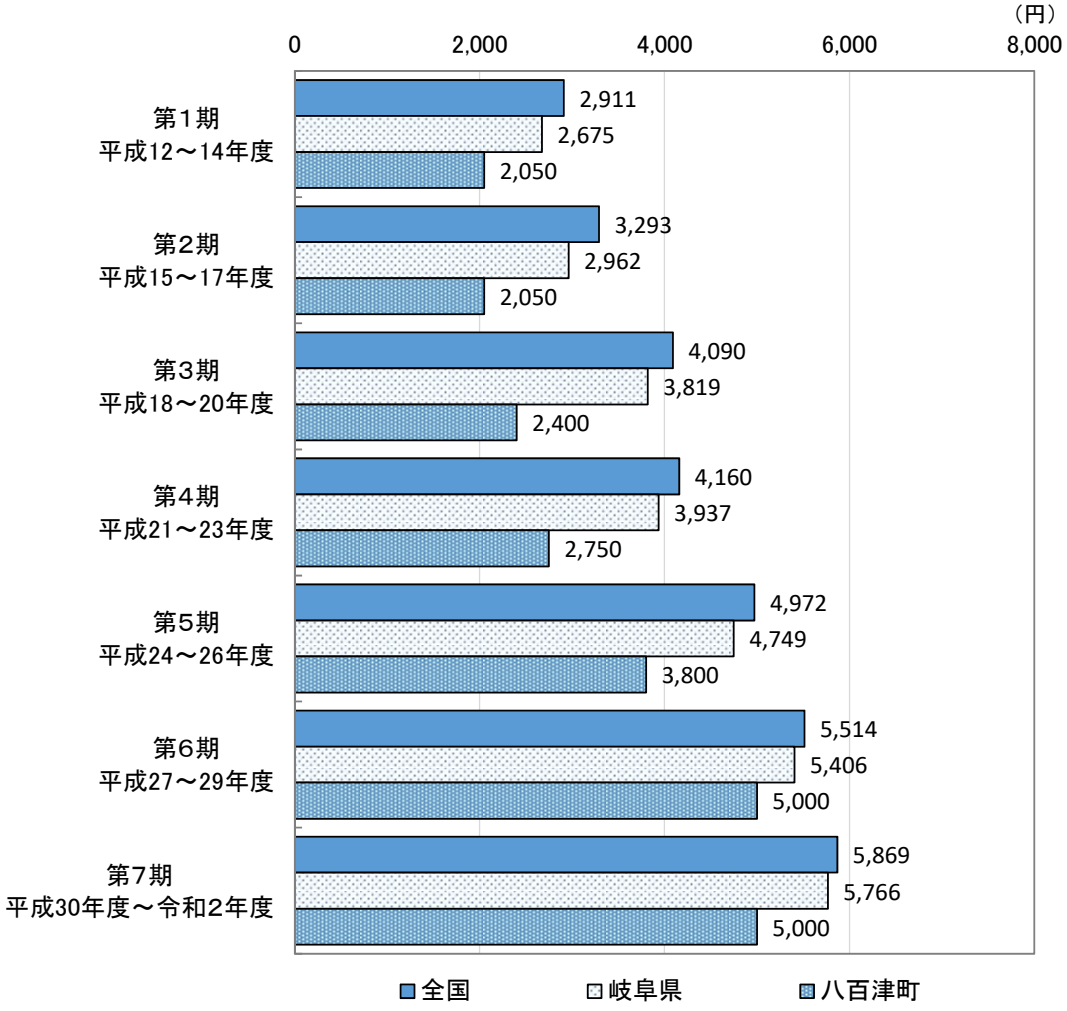

2　地域支援事業

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます）は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表３－48　介護予防・日常生活支援サービス事業対象者

区　分	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
要支援 1（人）	82	83	85	87	90	85
要支援 2（人）	116	113	115	113	115	116
チェックリスト（人）	－	－	－	－	－	－
合　計	198	196	200	200	205	201

①　介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスＡ、住民主体のサービスＢ、保健・医療の専門職が提供するサービスＣなどの類型があります。本町では、現行の訪問介護や通所介護のみの提供となっており、住民主体のサービスの育成が課題です。

図表３－49　介護予防・生活支援サービスの利用状況

区　分	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
訪問型サービス（人） （現行相当）	20	17	20	19	19	19
通所型サービス（人） （現行相当）	71	69	81	75	77	80
合　計	91	86	101	94	96	99

②　一般介護予防事業

一般介護予防事業は、「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の５事業により構成されます。

ア　お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。

図表３－50　お元気サロンの実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数（人）	12	24	21	14
延べ利用者数（人）	83	274	241	71

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

イ　体力脳力向上教室

いつまでも自分のことは自分でできる体力と認知機能を持てるよう、体操やレクリエーションにより生活機能の向上を図る教室を各地区で開催しています。

図表３－51　体力脳力向上教室の実績

開催地区	区　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
和知地区	開催回数（回）	9	－	－	－
	利用実人数（人）	26	－	－	－
	延べ利用者数（人）	159	－	－	－
伊岐津志地区	開催回数（回）	8	19	－	－
	利用実人数（人）	37	32	－	－
	延べ利用者数（人）	193	403	－	－
久田見地区	開催回数（回）	7	－	－	－
	利用実人数（人）	14	－	－	－
	延べ利用者数（人）	46	－	－	－
福地地区	開催回数（回）	8	8	7	4
	利用実人数（人）	20	23	21	14
	延べ利用者数（人）	124	131	104	46
潮南地区	開催回数（回）	8	8	7	4
	利用実人数（人）	28	23	20	10
	延べ利用者数（人）	156	134	94	25

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

ウ　らく楽トレーニング教室

町施設のトレーニング機器を利用して「立つ・歩く・座る・持ち上げる」など日常生活に必要な動作をおこなう筋力･バランスを鍛える教室を開催しています。

図表３－52　らく楽トレーニング教室の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数(人)	20	13	15	－
延べ利用者数(人)	248	161	152	－

(注)令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

エ　らく楽自主トレーニング利用者講習会・らく楽自主トレーニング

トレーニング機器を利用した運動の効果・目的・機器の使い方や運動上の注意点について学ぶ講座を開催しています。この講座を１回受講すると、自主的にトレーニングを行うらく楽自主トレーニングに参加できます。

図表３－53　らく楽自主トレーニング利用者講習会の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数(回)	8	8	8	－
延べ利用者数(人)	44	24	20	－

(注)令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

図表３－54　らく楽自主トレーニングの実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数(人)	111	134	117	61
延べ利用者数(人)	3,036	2,956	2,912	224

(注)令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

オ　らく楽自主トレーニングボランティア講座

らく楽自主トレーニングにかかるトレーニングボランティアを養成しています。

図表３－55　らく楽自主トレーニングボランティア講座の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数(回)	1	1	－	－
延べ利用者数(人)	7	11	－	－

(注)令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

カ　こころの相談

精神科病院の精神保健福祉士による、認知症、うつ等に関する相談会を実施しています。

図表３－56　こころの相談の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用実人数（人）	11	14	8	6
延べ利用者数（人）	12	15	13	14

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

キ　介護予防講演会

毎年１回、講師を招いて介護予防の啓発を図るための講演会を開催しています。

図表３－57　介護予防講演会の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数（回）	1	1	－	－
延べ利用者数（人）	50	63	－	－

（注）令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

ク　介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図ることなどをねらいとして開催しています。

図表３－58　介護予防に関する「おでかけ健康講座」の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数（回）	15	18	15	－
延べ利用者数（人）	363	390	335	－

（注）令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

（２）包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援等を町地域包括支援センターが主体となって取り組みをしています。

①　総合相談支援業務

ア　高齢者あんしん相談会

地域の見守りネットワークづくりを活用して、高齢者虐待の早期発見、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努めています。民生委員や地域住民と連絡を取り合い、それぞれの状況に応じた最適な支援方法やサービス、制度の利用につなげています。また、各地区を対象に、１月２地区ずつ訪問相談会を実施しています。

図表３－59　高齢者あんしん相談会の利用状況（令和元年度）

開　催　地　区	居宅訪問(件)
八百津地区	25
伊岐津志地区	17
和知地区	14
久田見地区	35
福地地区	12
潮南地区	25

イ　包括民生ネットワーク会議

高齢者支援が円滑に行われるよう、民生委員と町地域包括支援センターが連携して民生委員定例会を活用して「包括民生ネットワーク会議」を開催しています。

図表３－60　包括民生ネットワーク会議の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数(回)	1	9	9	3

(注)令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

② 権利擁護業務

地域のネットワークを活用し、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対して、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援しています。

図表３－61　権利擁護業務の実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
日常生活自立支援事業	利用人数（人）	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人）	0	5	3	4

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

ア　八百津けあまねっと会議

地域のケアマネジャーが主体となって、多職種・事業所等が協働で、事例検討や勉強会をとおして、ケアマネジメントの質の向上やネットワークづくりを図っています。

図表３－62　八百津けあまねっと会議の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数（回）	4	4	4	2
参加者人数（人）	68	80	95	44

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

④ 地域ケア会議推進事業

地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域の課題を把握し、課題解決の手段を導き出していくため、多機関・多職種で話し合う地域ケア会議を実施・開催しています。

図表３－63　地域ケア会議の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数（回）	5	5	10	4
参加者人数（人）	64	91	165	51

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

⑤　在宅医療・介護連携推進事業

ア　加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会（かも丸ネット）

加茂地域の在宅医療・介護に携わる多職種が、会議・研修会を通して、それぞれの役割を確認し合いながら、互いに顔の見える関係を構築し、多職種間で連携を取り、在宅医療・介護がスムースに提供されるよう取り組んでいます。

図表３－64　かも丸ネット主催研修会の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催回数(回)	2	2	2	－

(注)令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未開催

（３）任意事業

①　家族介護支援事業

ア　家族介護者交流事業（町社会福祉協議会委託事業）

介護者を一時的に介護から解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業を年１～2 回実施しています。

図表３－65　家族介護者交流事業の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	実施回数(回)	1	1	1	1
	延べ人数(人)	15	15	15	15
実　績	実施回数(回)	1	2	2	0
	延べ人数(人)	9	20	23	0

(注)令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

イ　「オレンジサークル」（町地域包括支援センター事業）

認知症の家族を介護する介護者が、認知症や介護に関する知識を得たり、介護者同士で交流を図ることで、介護の不安やストレスを軽減できるよう支援しています。

図表３－66　「オレンジサークル」の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	実施回数（回）	4	4	4	4
	延べ人数（人）	23	25	25	25
実　績	実施回数（回）	5	4	4	2
	延べ人数（人）	28	19	26	10

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

ウ　「オレンジカフェ」（町地域包括支援センター事業）

認知症の人やその家族、または地域の方が交流を図ったり、認知症について理解を深めてもらえるよう、専門職等の講話や体操を行っています。

図表３－67　「オレンジカフェ」の実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実　績	実施回数（回）	6	9	9	4
	延べ人数（人）	160	234	216	30

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

② ねたきり老人等介護用品支給事業（町事業）

要介護１以上で、紙おむつ等を利用している人を対象として、介護用品を支給しています。

図表３－68　ねたきり老人等介護用品支給事業の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	給付者数（人）	160	120	130	140
実　績	給付者数（人）	128	164	161	123

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

③　認知症サポーター養成講座（町地域包括支援センター事業）

認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の方や家族を見守る応援者です。講座では認知症について正しく知ってもらい、その方の思いに寄り添った支援について伝えています。一般の他、小・中学校や高校、企業向けに開催しています。

図表３－69　認知症サポーター数の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	受講者数（人）	200	100	130	150
実　績	受講者数（人）	51	234	356	8

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

④　介護給付等適正化事業

ア　ケアプラン支援事業

介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者、地域包括支援センター、介護支援専門員が協働で、スーパービジョンの手法を用いて、介護支援専門員の「気づき」を促し、確認し合い、実践しています。

図表３－70　ケアプラン支援事業の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
実施回数（回）	3	3	5	3

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

※ケアマネジメント

地域での生活を継続的に支援する実践のこと。さまざまなサービスや、社会資源のネットワークの推進と調整を図り、「尊厳の保守」「自立支援」の理念に基づき、その人らしい生活を続けられるよう支援する。

3　高齢者福祉サービス

（１）社会参加・生きがい活動の状況

①　シルバー人材センター

高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、シルバー人材センターが設立されています。

令和元年度の実績をみると、登録者数は 113 人で、ほぼ横ばいとなっています。就労実人員は 136 人、契約金額が約 4,563 万円となっています。就労実人員 1 人当たりの年間就労日数は 64 日で、配分金は約 28 万円です。

図表３－71　シルバー人材センターの登録状況等

区　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数（人）	105	117	114	113
男	84	93	92	92
女	21	24	22	21
受注件数（件）	407	403	460	449
公共事業	32	25	26	27
民間事業	375	378	434	422
延べ就労日数（日）	9,184	9,138	8,830	8,775
就労実人員（人）	103	113	127	136
契約金額（円）	49,228,888	49,421,725	45,806,224	45,626,454
公共事業	19,177,222	17,744,776	16,543,316	17,403,184
民間事業	30,051,666	31,676,949	29,262,908	28,223,270
配分金（円）	41,415,446	42,438,519	38,712,073	38,290,132
就労実人員1人当たりの配分金（円）	402,091	375,562	304,819	281,545
就労実人員1人当たりの年間就労日数（日）	89	80	69	64

（注）各年度末現在

②　老人クラブ

単位老人クラブ数は、令和２年４月１日現在 14、会員数は 744 人で、クラブ数、会員数ともに減少傾向となっています。令和２年の加入率は 17.8%と 20%を下回り、平成 27 年の半分以下となっています。

図表３－72　老人クラブ会員数

区　分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
単位クラブ数（か所）	23	21	21	16	16	14
対象人口（人）	4,148	4,172	4,185	4,179	4,186	4,175
会員数（人）	1,550	1,267	1,230	977	930	744
加入率（%）	37.4	30.4	29.4	23.4	22.2	17.8

（注）各年4月1日現在

③　ふれあいいきいきサロン事業

ひとり暮らし高齢者等を対象として、地域の老人クラブ、住民団体、ボランティア等が連携して、ゲーム、子どもとのふれあい、童話合唱等を行うふれあいいきいきサロンを月１回程度開催しています。令和元年度の実施か所数は 45 か所となっています。

図表３－73　ふれあいいきいきサロンの実績

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数（か所）	40	41	50	45	45
延べ回数（回）	216	248	371	395	388

（注）各年度末現在

（２）生涯学習・生涯スポーツ

①　公民館講座（町事業）

地区の公民館で講座を開催しており、令和元年度は 374 回開催し、延べ 3,174 人が参加しています。

また、60 歳以上を対象とした雅学級を開催しています。

図表３－74　公民館講座の開催状況

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数（回）	376	323	234	353	374
延べ参加者数（人）	3,615	3,255	2,625	3,084	3,174

（注）各年度末現在

地　　区	内　　容
八百津	書道、民踊、民謡、パン教室、生け花、など
和知	イングリッシュ講座、ママヨガ、親子ヨガなど
錦津	フラワーアレンジメント、ヘルシーパン教室など
久田見	書道、歴史教室など
潮南	トンボ玉教室、ヨガ教室など

②　チャレンジクラブ８０２

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ８０２」では、西部地区、東部地区において運動教室を開催しています。

令和２年 10 月末現在の会員数は 235 人で減少傾向にあり、うち約６割を高齢者が占めています。

図表３－75　チャレンジクラブ会員数

区　　分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
会員数（人）	354	358	336	235
うち高齢者（人）	177	176	180	148

（注）各年 10 月末現在

（３）地域福祉の関連団体

①　社会福祉協議会

町社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手と位置づけられ、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育等を推進しています。

高齢者に関する主な事業は、ねたきりなどの要援護者の把握、車いす等の日常生活用具の貸与、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等への給食サービス、介護教室の開催等を実施しています。また、相談事業や日常生活自立支援事業を行っています。

図表３－76　日常生活自立支援事業の実績

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数（人）	2	3	3	3

（注）各年度末現在

②　ボランティア団体

高齢者に関するボランティアとして、次の団体が活動しています。

図表３－77　ボランティア団体（令和２年４月現在）

区　　分	設立年	人数	主な活動
八百津町赤十字奉仕団	S56	124 人	独居老人等へ給食を調理、配達、アルミ缶のリサイクル
災害救援ボランティア	H19	39 人	防災・減災の研修会を開催、町防災訓練への参加
ひまわり食事サービス	H８	46 人	独居老人・高齢者世帯等へ月２回夕食を調理・配達
健康法実践やおつ友の会ほか 16 団体	H５～25	34 人	健康増進と介護予防のための活動ほか

（４）ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援

①　独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者に対し緊急通報装置を貸与し、隣人・家族等の協力により緊急時に迅速に対応できる体制を整備しています。

図表３－78　独居老人等緊急通報装置貸与事業の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
設置台数（台）	計画	20	15	12	11
	実績	12	4	4	5

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

②　ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活用具（火災警報器、自動消火器、電磁調理器）の給付を行っています。

図表３－79　ねたきり老人等日常生活用具給付事業の計画と実績

区　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用件数（件）	10	20	10	10
	火災警報器	10	20	10	10
	自動消火器	0	0	0	0
	電磁調理器	0	0	0	0
実　績	利用件数（件）	7	3	0	0
	火災警報器	7	3	0	0
	自動消火器	0	0	0	0
	電磁調理器	0	0	0	0

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

③　ふれあい型食事サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに対し、ボランティア等により月２回の食事サービスを行い、安否確認や交流を行っています。

図表３－80　ふれあい型食事サービス事業の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用実人数（人）	47	59	54	31
	延べ配食数（食）	987	1,357	1,188	341
実　績	利用実人数（人）	57	57	46	31
	延べ配食数（食）	1,054	1,201	864	92

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

④　在宅配食サービス（ＮＰＯ法人）

毎日の食事支援を目的に在宅配食サービスを行っています。栄養バランスのとれた調理済み給食を配食することで、疾病予防や高齢者等の自立した生活の支援にもつながり、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

令和２年 10 月末現在の利用実人数は 12 人、延べ配食数は 1,296 食となっています。

図表３－81　在宅配食サービスの計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用実人数（人）	10	10	10	10
	延べ配食数（食）	1,860	1,860	1,860	1,860
実　績	利用実人数（人）	11	10	13	12
	延べ配食数（食）	1,783	1,085	1,235	1,296

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

⑤　八百津町見守りネットワーク事業（町事業）

援護を要する高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という）が、住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した暮らしができるよう、行政と協力団体が地域と連携してネットワーク（以下「見守りねっと」という）を形成し、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに、虐待や徘徊等の日常生活における異常事態から事故を防止し、並びに災害等緊急事態の支援に備えることを目的としています。八百津町と協定を結んでいる事業所は、令和２年度時点で、金融機関、郵便局、新聞配送業者、配送業者等の 39 事業所です。

図表３－82　八百津町見守りネットワーク事業協定事業所数

年　　度	金融関係	郵便関係	配達配送業 新聞配送業	その他
平成 29 年度	6	4	6	18
令和2年度	5	4	6	24

(注)各年度実績

⑥　地域訪問事業（町社会福祉協議会事業）

平成 29 年度から社会福祉協議会の職員が、民生児童委員との連携のもと、地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、地域のニーズを調査するとともに、ふれあいや見守りを行います。

図表３－83　地域訪問事業訪問の実績

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問件数(件)	151	31	19

(注)各年度実績

（５）要介護状態への進行を防止するための支援

①　生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

基本的生活習慣が欠如している高齢者や、体調を崩している高齢者を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護しています。介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等を対象としており、平成 29 年以降の利用はありません。

図表３－84　生活管理指導短期宿泊事業の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用実人数（人）	0	1	1	1
	延べ利用者数（人）	0	1	1	1
実　績	利用実人数（人）	0	0	0	0
	延べ利用者数（人）	0	0	0	0

（注）令和2年度の実績は令和2年 10 月末現在

（６）在宅要介護者への支援の推進

①　福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

高齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与しています。

図表３－85　福祉用具貸与事業の計画と実績

区　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	延べ利用人数（人）	33	36	39	42
	特殊寝台	3	3	3	3
	エアマット	0	0	0	0
	車いす	30	33	36	39
	松葉杖	0	0	1	1
実　績	延べ利用人数（人）	25	32	32	10
	特殊寝台	3	3	3	0
	エアマット	0	0	0	0
	車いす	22	29	28	7
	松葉杖	0	0	1	3

（注）令和2年度の実績は令和2年9月末現在

② 移送サービス「福祉有償運送」（ＮＰＯ法人）

重度の要介護高齢者の通院などの外出を支援するために、専用車両による移送サービス「福祉有償運送」を行っています。

図表３－86　移送サービス「福祉有償運送」の計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用登録者数（人）	90	90	90	90
	延べ利用回数（回）	1,360	1,360	1,360	1,360
実　績	利用登録者数（人）	228	199	206	213
	延べ利用回数（回）	2,042	1,998	1,669	615

（注）令和2年度の実績は令和2年9月末現在

③ 車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸し出し（町社会福祉協議会事業）

重度の要介護高齢者の通院などの外出を支援するために、専用車両による移送サービス「福祉有償運送」を行っています。

図表３－87　車いす搭載軽自動車（きぼう号）の貸し出しの計画と実績

区　　分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計　画	利用登録者数（人）	30	31	33	35
	延べ利用回数（回）	60	62	64	66
実　績	利用登録者数（人）	17	14	15	5
	延べ利用回数（回）	58	31	43	18

（注）令和2年度の実績は令和2年9月末現在

（７）施設利用の状況

① 養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な概ね 65 歳以上の人が入所する施設で、町内には養護老人ホーム蘇水園が整備されています。

図表３－88　養護老人ホーム入所者数

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
入所者数（人）	38	33	29	28	27

（注）各年4月1日現在

② 福祉センター

本町には、「八百津町福祉センター（夢広場ゆうゆう）」が整備されています。介護予防事業をはじめ、子育て支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等が行われています。

図表３－89　福祉センターの利用者数

区　　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数（人）	10,897	9,652	12,299	11,487	10,921

（注）各年度実績

第４章　現状・課題と今後の高齢者施策の方向性

１．介護保険事業の充実

○在宅サービスの利用促進

・介護離職ゼロに向けて、適切なサービスの提供体制づくりと、企業や官公庁等は介護休業等の支援制度の導入だけではなく、働き方の見直しを通じ、介護等の時間的制約を持ちながら働くことが可能な職場づくりを進めることが望まれる。

・「認知症への対応」「夜間の排泄」といった介護者の精神的・肉体的不安を軽減することが在宅介護の限界点を高めることにつながると考えられ、適切な訪問系・通所系サービスを組み合わせた利用促進が必要である。

○地域密着型サービスの利用促進

・当町には「通い」を中心として、利用者の容体や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を適宜組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所があり、その利用促進を図ることで介護者の負担軽減を図る。

○長期的視野に立った入所施設の整備

○介護保険制度の適正な運営

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○要介護認定者も一般高齢者も＜在宅介護＞の希望が高い。
○要介護認定者に人生の最期（看取り）をどこで迎えたいかたずねたところ、「自宅」が52.2%と最も高く、「医療施設」が12.7%、「介護保険施設」は6.6%となっている。
○サービス水準と保険料について、「現状の保険料とサービスでよい」が最も高く、平成28年の調査と比べ、＜高福祉高負担＞は高くなっている。
○利用しているサービスの組み合わせは、「通所のみ」が35.5%と最も高い。次いで「通所＋短期」が9.6%となっている。要介護３・４・５では「通所＋短期」が高くなっている。
○入所意向は認知症の重い人が高くなっている。
○介護を主な理由として、過去１年の間に「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」のは12.4%となっている。
○今後も働きながら介護を続けていけそうかをたずねたところ「続けていくのは、やや難しい」は6.5%となっている。
○主な介護者が不安に感じる介護等は「認知症状への対応」が23.2%と最も高く、次いで「入浴・洗身」が18.1%、「夜間の排泄」は16.4%となっている。

２．介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

○介護予防・生活支援サービスの整備

○住民の主体的な活動への動機付け、支援

・今後は単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が見込まれるため、日常生活を送る上で買い物、通院などで不自由を感じる人への地域住民による見守りなど、住民主体の支援体制の確立が必要である。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○今後の在宅生活の継続・充実に必要と感じる支援やサービスとしては、「移送サービス」が28.1%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など)」「配食」となっている。単身世帯では「配食」「ゴミ出し」が30%以上と高い ○自立した日常生活にどんな支援が必要かについて、「見守り、声かけ」が最も高い。次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等)」「外出同行（通院、買い物など)」となっている。福地では「移送サービス」も「見守り、声かけ」とともに最も高い。 ○介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスは、受け皿としてあるのは現行型に限られていることから、住民主体のＢ類型をはじめとした、多様な主体の多様なサービスが求められる。 ○高齢者の地域での役割として、「高齢者どうしが、お互いに見守りや簡単な日常生活の支援をしあう」が最も高い。

３．地域包括ケアシステムの充実

○地域ケア会議の活用

・多職種協働による個別事例の検討を通して、地域のネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進していく。

○在宅医療・介護連携の推進

○認知症施策の推進

・地域包括支援センターを中心に進める認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置などにより認知症施策を推進していく。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○地域包括支援センターの認知度は50.4%であり、平成28年と比べ高くなっている。年齢が上がるにつれて認知度は下がる。 ○地域包括支援センターを中心として、地域ケア会議を活用した取組が求められる。 ○認知症の症状が＜ある＞と回答した人に、「認知症カフェ（通称：オレンジカフェ)」「オレンジサークル」を知っているかたずねたところ、認知度は77.3%となっている。 ○認知症初期集中支援チームの活動、オレンジカフェ、認知症サポーターなど、更なる認知症施策の充実が求められる。 ○加茂地域包括ケアネットワーク推進会議（かも丸ネット）の、在宅医療・介護連携の取組での更なる推進が求められる。

４．生きがい・社会参加の推進

○地域福祉活動の推進

・地域づくり活動への高い参加意向を踏まえ、そういった人材が積極的に社会参加できる環境づくりが必要である。

○生涯学習・生涯スポーツの推進

○交通手段の確保

・高齢者のみの世帯の増加、高齢を理由とした運転免許証の返納などは、交通手段が限られる高齢者の増加を招くことになることから、社会参加促進、生活支援のため、住民主体など新しい移動手段の検討が必要である。

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○老人クラブの加入率は低下を続けている。 ○「ボランティアのグループ」に参加している人は22.8%であり、男性が多く、前期高齢者が多く参加している。一人暮らしの人は参加している割合が低い。 ○「スポーツ関係のグループやクラブ」は25.9%が参加しており、男性が多く、一人暮らしの人は参加している割合が低い。 ○地域づくりの推進へ、参加者としての参加意向（既に参加しているを含む）は60.6%、運営側での参加は40.3%となっている。参加者としてでは女性が高く、運営側では男性の方が高い。 ○住民同士の交流、助け合い活動が活性化、継続化するための支援が必要である。 ○社会参加のための移動手段の確保が必要である。

５．安心のまちづくりの推進

○バリアフリー化の推進

○防災・防犯対策の推進

○見守りネットワークの拡大

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○要介護認定者に災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「一人で避難できないし、協力してくれる人もいない」が6.6%となっている、 ○災害ボランティアセンター立ち上げ訓練が必要である。 ○小地域での自主防災の取組が求められている。 ○地域住民はもちろん、町内の事業者を含めた見守りのネットワークを広げていくことが求められる。

６．相談・情報提供体制の充実

○情報提供の充実
○相談体制の充実
○権利擁護の充実

アンケート結果、取組等から見る現状・課題
○家族や友人以外の相談相手は、「医師・歯科医・看護師」が最も高く、次いで「そのような人はいない」が高い。一人暮らしでは35.6%が「社会福祉協議会・民生委員」となっている。 ○保健や福祉に関する情報が得られているかについては、＜得られている＞が53.3%となっており、平成28年調査と比べ低くくなっている。 ○認知症高齢者や障がい者のための権利擁護の充実が求められる。

■第５章　基本構想■

1　基本目標

いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ

超高齢社会の到来を見据えて平成12年にスタートした介護保険制度は、既に21年目を迎えています。この間に、要介護認定者数は323人から775人と2.4倍に増加しています。また、サービスの基盤整備に伴いサービス利用が増加し、給付費は4.2億円（平成13年度）から令和元年度は9.8億円と2.3倍になっています。これに伴い、保険料（高齢者）も第１期の2,050円から第７期（平成30～令和２年度）の5,000円と2.4倍になっています。

都市部においては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和７年）には、後期高齢者数が急増することへの対応が大きな課題となっていますが、本町においては、高齢者人口は減少に転じ、後期高齢者も横ばい状態となります。しかし、団塊世代が認定率の高い85歳以上、90歳以上となる頃には本町の介護需要のピークを迎えることが予測され、認知症高齢者の増加も予測されます。さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、家庭の介護力が低下していきます。また、介護だけでなく、日常の生活支援、地域の見守りなどの必要性が高くなることが本町の課題と言えます。

このような状況の中、高齢者自身が積極的に社会参加し、健康づくりや介護予防に努めていく必要があります。また、介護が必要になっても必要な介護サービスを利用して住みなれた家庭や地域で暮らし続けられる地域包括ケア体制を整備していく必要があります。さらに、公的なサービスだけでなく、地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、この計画では、八百津町の高齢者（介護）のめざすべき姿を次のように描き、その実現に向けて取り組んでいきます。

【めざすべき高齢者の姿】
●いつまでも健康でいきいき
●介護が必要でも住みなれた自宅で暮らせる
●自宅で暮らせなくても、住みなれた地域で暮らせる

【めざすべきまちの姿】
●行政・事業者・住民が連携協働して取り組む

この考え方を「いつまでも元気で暮らせるまち 生涯過ごせるまち やおつ」と表し、本計画の基本目標とします。

2　基本方針

基本目標の実現をめざし、次の基本方針に沿って施策を推進していきます。

基本方針１　介護保険事業の充実

介護が必要になった際に、核となるサービスは介護保険サービスです。居宅サービスの基盤整備と利用促進を図ることにより、介護が必要になっても住みなれた自宅で暮らすことができるよう支援します。また、居宅での介護が困難な人については、施設・居住系サービスの適正な利用を進め、施設での生活を居宅での生活に近いものとなるよう生活の質を高めていきます。

なお、これらのサービスを利用者一人ひとりに適切にマネジメントするのはケアマネジャーであり、その資質向上を図ることにより質の向上に努めます。あわせて、介護サービスを支える介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質の向上、感染症対策が大きな課題となるため、国や岐阜県との連携を図り、対応に努めていきます。

基本方針２　介護予防・日常生活支援総合事業等の充実

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、介護予防が重要となります。高齢者自らが主体的に介護予防に取り組むよう支援し、既存事業所の再編を行うとともに、住民主体による集いの場など多様なサービスの構築を進めます。

また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、見守りや生活支援の充実を図ります。

基本方針３　地域包括ケアシステムの充実

介護保険サービス、介護予防・生活支援サービスの充実とともに、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センターの機能強化を図り、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域包括ケアシステムの充実に努めます。

基本方針４ 生きがい・社会参加の推進

高齢者がいつまでも健康でいきいき暮らせるためには、「心」の充実を図ることが必要であり、そのカギとなるのは「生きがいづくり」や「社会や他者とのかかわり」です。

そのため、高齢者の就労や他者との交流、生涯学習・生涯スポーツなど、生きがいや社会参加に関するさまざまな機会の提供と、これらへの参加促進を図ることにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の側面的支援に努めます。

基本方針５ 安心のまちづくりの推進

高齢者が安心して暮らせるよう、住環境に対する支援、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、関係機関や関係団体と連携し、防災・防犯対策に努め、見守りおよび緊急対応の仕組みや地域での助け合い活動や、感染症対策についての周知啓発等の取組を行い、高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本方針６ 相談・情報提供体制の充実

前述の基本方針１～５にしたがって、いくら事業を充実しようとも、これらの情報が届かなくては利用につながりません。また、さまざまな生活上の悩みを気軽に相談でき、サービスの利用や、専門的な相談機関につなぐ体制も必要です。そのため、情報提供および相談体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者の増加が予測される中、高齢者の権利擁護を進めていきます。

3　計画の枠組み

（１）高齢者人口の推計

高齢者人口の推移をみると、減少傾向にあり令和５年は 4,046 人、令和 22 年は 3,339 人まで減少する見込みです。

前期高齢者・後期高齢者数の推移をみると、前期高齢者は減少傾向にあり後期高齢者は増加傾向にありますが、令和 22 年には減少する見込みです。

前期・後期高齢者割合の将来推計をみると、前期高齢者（65～74 歳）の割合は低下し、後期高齢者人口（75 歳以上）の割合は増加していくことが見込まれます。

図表５－１　高齢者人口の推計

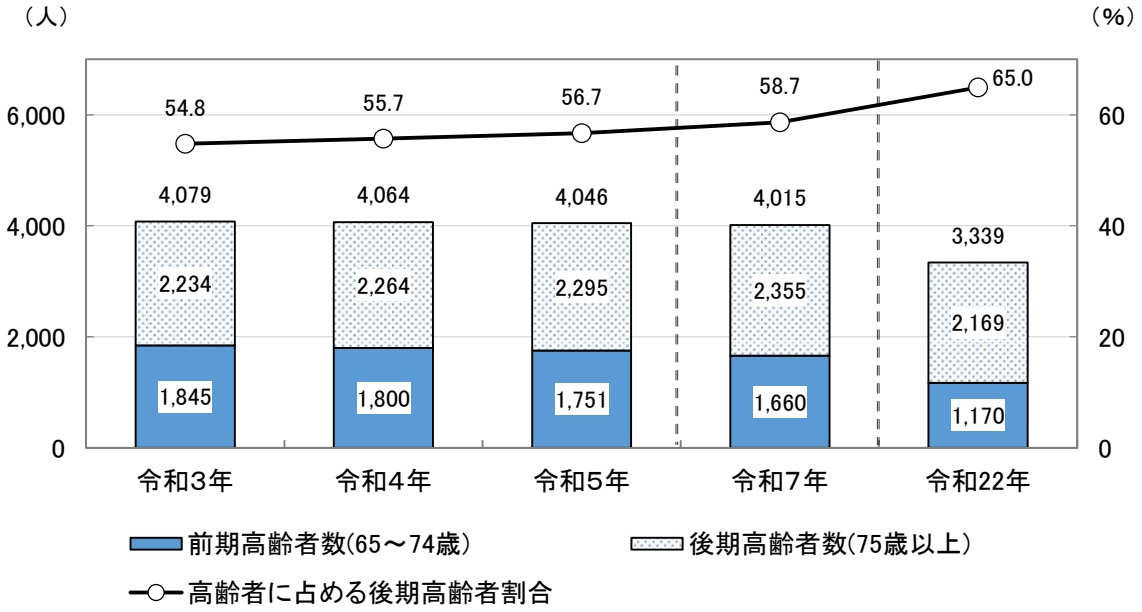

［資料］国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

単位：人

	令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）	令和 7 年度（2025 年度）	令和 22 年度（2040 年度）
総人口	9,868	9,677	9,486	9,104	6,432
第1号被保険者	4,079	4,064	4,046	4,015	3,339
前期高齢者	1,845	1,800	1,751	1,660	1,170
	45.2%	44.3%	43.3%	41.3%	35.0%
後期高齢者	2,234	2,264	2,295	2,355	2,169
	54.8%	55.7%	56.7%	58.7%	65.0%
第2号被保険者	3,109	3,029	2,949	2,789	1,745

（２）高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和５年で 42.7%、令和 22 年で 51.9%にまで増加する見込みです。

全国・岐阜県と比べて高く推移すると推計され、徐々にですが差は拡大する傾向にあります。令和３年で全国より 12.2 ポイント、岐阜県より 10.6 ポイント高くなり、令和５年で全国より 13.2 ポイント、岐阜県より 11.5 ポイント高くなると推計されます。

図表５－２　高齢化率の推移

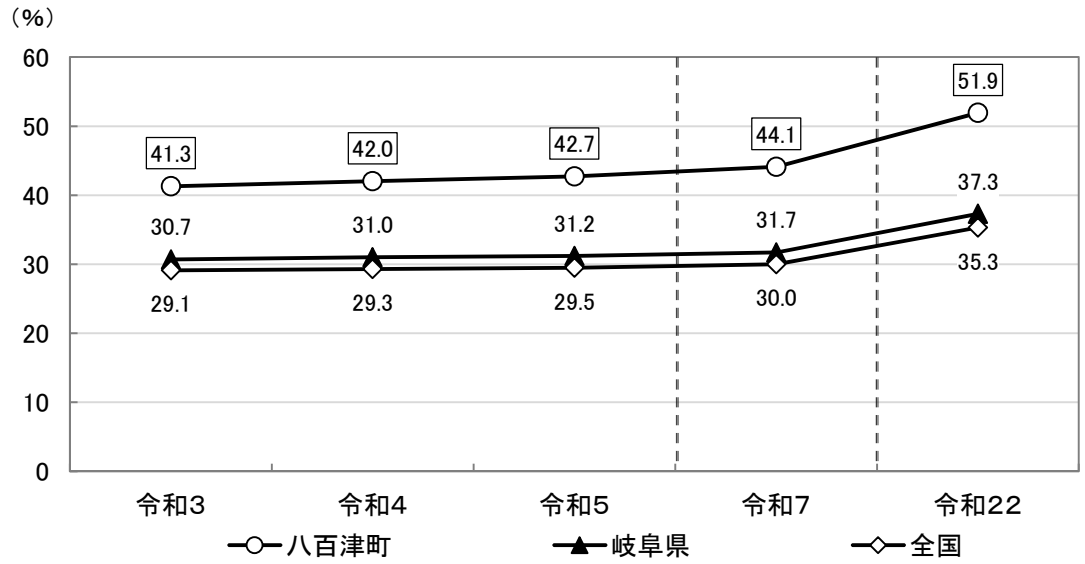

［資料］国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（３）要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、計画期間内の高齢者人口はわずかに減少しますが、認定率の高い後期高齢者人口が増加することから、緩やかに増加すると予測し、計画の最終年度である令和５年度には 758 人になると推計しました。

図表５－３　要介護認定者数の推計

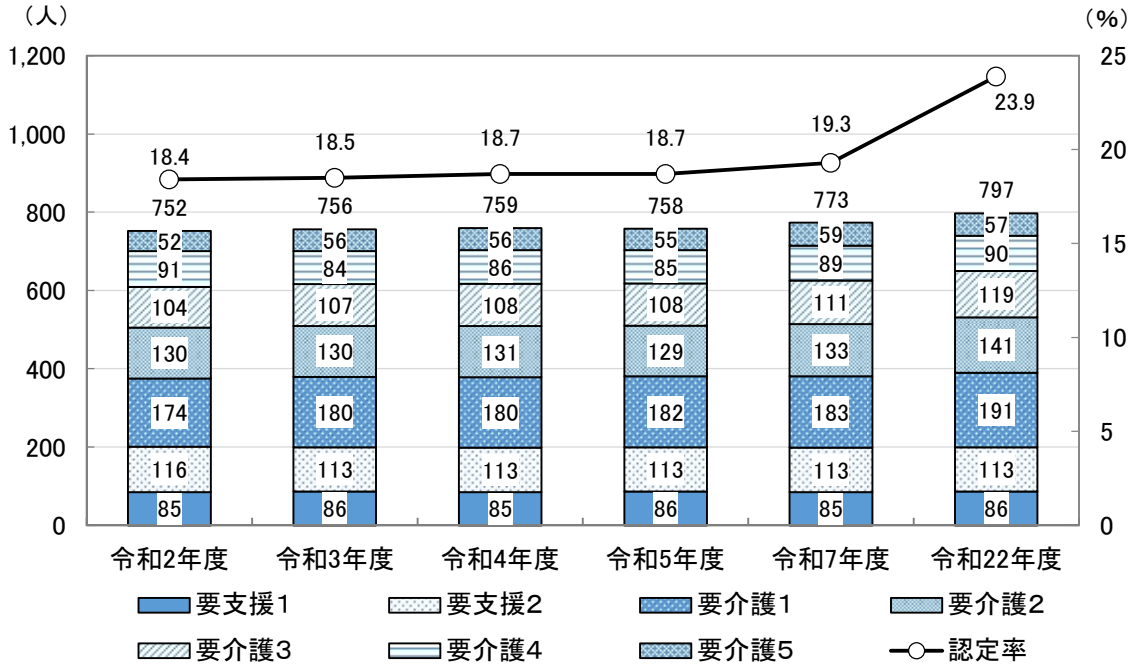

※認定者は第2号被保険者を含む

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
要支援1	85	86	85	86	85	86
要支援2	116	113	113	113	113	113
要介護1	174	180	180	182	183	191
要介護2	130	130	131	129	133	141
要介護3	104	107	108	108	111	119
要介護4	91	84	86	85	89	90
要介護5	52	56	56	55	59	57
計	752	756	759	758	773	797
第1号被保険者	740	744	747	746	761	789
第2号被保険者	12	12	12	12	12	8
認定率	18.4	18.5	18.7	18.7	19.3	23.9

■第６章　介護保険事業の充実■

1　介護保険サービスの考え方

第６期（平成27年度～平成29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年までの期間において段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことがめざされてきました。第８期（令和３年度～令和５年度）計画においては、引き続き2025年を目標とする地域包括ケアシステムの実現をめざすとともに、いわゆる団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が激減する2040年の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。

そこで、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう在宅介護サービスの充実を図ります。特に医療ケアを必要とする要介護者や、在宅看取りを希望する場合には、医療系サービスが必要となることから、訪問看護、居宅療養管理指導などのサービスの利用を促進するとともに医療と介護の連携を図ります。

そして、仕事と介護の両立のためには、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスなどが有効と考えられることから、これらサービスの利用を促進します。夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、仕事と介護の両立のために有効とされていますが、事業所の参入希望はなく需要も多くないと考えられることから、本計画期間内の整備は行わないこととします。なお、通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護への移行については、これを促進します。

施設･居住系サービスについては、本計画期間内の整備は行わないこととします。

また、介護サービスの質・量の確保を図るとともに、自立支援の視点に立ったサービスが適切に提供されるよう、保険者機能の強化、給付費の適正化等を図ります。人材確保については県と連携して計画的に進めます。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務効率化の取組の強化を図ります。

さらに、高齢障がい者への対応等を踏まえた共生型サービスの導入にあたり、円滑なサービスが提供されるよう介護支援専門員、障害者相談支援専門員の連携を図ります。

あわせて、地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築に向けて、目指す理想像や目標、評価指標を明確化し、PDCAサイクルを活用した進捗管理の検討を行います。また、近年における甚大な災害の発生および新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、県や近隣自治体・保健所・協力医療機関等と連携し、情報提供や支援体制、相互協力体制の整備を行い、新しい生活様式や新しい交流を取り入れた介護保険サービスの充実を図ります。

2　サービス量の見込み

介護保険の給付実績、被保険者数および要介護認定者数の推計、今後のサービスの供給見込み等を勘案して、計画期間の各年度におけるサービス量を見込んでいます。

なお、参考として、団塊の世代が後期高齢者となり、介護の必要な高齢者が大幅に増加することが予測される令和７年度（2025 年度）、日本の高齢者人口がピークとなる令和 22 年度（2040 年度）の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計します。

サービス量の推計にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用しています。

3　サービス量の見込みの手順

介護給付等対象サービス（地域支援事業を除く）の量および給付費の見込みについては、概ね次の手順で行います。

❶人口推計
・国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（平成 30 年３月推計）を使用します。

❷要介護（要支援）認定者数の推計
・令和２年の９月末時点における性・年齢別・要介護度別の認定率が今後も変わらないとし、これに性・年齢別推計人口を乗じて認定者数を推計します。

❸　施設・居住系サービス利用者数の推計
・介護保険３施設サービスならびに認知症高齢者グループホーム等居住系サービスの利用者数について、現在の利用状況、施設の整備予定等を勘案して見込みます。参考として令和７年度（2025 年度）令和 22 年度（2040 年度）のサービス利用者数も見込みます。

❹　標準的サービス利用者数の推計
・推計した要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて居宅サービス等の利用者数を推計します。

❺　各サービス量の推計
・給付実績、今後の施設整備予定等を参考に、サービスの種類別に、年度ごとのサービス量を見込みます。
・参考として令和７年度（2025 年度）令和 22 年度（2040 年度）のサービス量も見込みます。

❻　給付費の推計
・サービスごとに、各年度(令和３年度～５年度)の給付費を見込み、総給付費を推計します。
・参考として令和７年度（2025 年度）令和 22 年度（2040 年度）の総給付費も推計します。

4　介護サービスの見込み

（１）居宅サービス

①　訪問介護

訪問介護については、計画期間内は緩やかな伸びを予測し、令和５年度の利用者は介護給付が１か月当たり 64 人、利用回数は 1,443 回を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－１　訪問介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	介護	60	63	65	64	64	66
利用回数（回）	介護	1,250	1,425	1,472	1,443	1,457	1,449

②　訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、令和５年度は１か月当たり介護給付が７人、50 回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－２　訪問入浴介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	6	7	7	7	7	7
利用回数（回）	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	41	51	50	50	50	50

③　訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、医療による訪問看護も提供されており、ほぼ現状の利用量で推移すると予測し、令和５年度の予防給付は１か月当たり２人、10 回、介護給付は 21 人、494 回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－３　訪問看護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	2	2	2	2	2	2
	介護	21	22	22	21	22	22
利用回数（回）	予防	11	10	10	10	10	10
	介護	460	488	497	494	506	505

④　訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は、令和５年度は１か月当たり介護給付が１人、12 回を見込みました。町内にはサービスを提供する事業所がほとんどなく、医療機関等に参入を働きかけます。

図表６－４　訪問リハビリテーションの見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数(人)	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	1	1	1	1	1	1
利用回数(回)	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	13	12	12	12	12	12

⑤　居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、令和５年度の予防給付は１か月当たり４人、介護給付は 37 人の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－５　居宅療養管理指導の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数(人)	予防	4	4	4	4	4	4
	介護	32	37	38	37	37	37

⑥　通所介護

通所介護は今後も緩やかに増加を続けると予測し、令和５年度の介護給付は１か月当たり 122 人、1,698 回になると見込みました。

図表６－６　通所介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数(人)	介護	126	123	123	122	125	130
利用回数(回)	介護	1,706	1,708	1,719	1,698	1,737	1,809

⑦　通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、緩やかに増加を続けると予測し、令和５年度の予防給付は１か月当たり 44 人、介護給付は 83 人、1,023 回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－７　通所リハビリテーションの見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	予防	40	44	44	44	44	44
	介護	74	81	83	83	84	89
利用回数（回）	介護	835	995	1,030	1,023	1,041	1,102

⑧　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護については、計画期間内の整備予定はなく、大幅な伸びはないと予測し、令和５年度の予防給付は１か月当たり４人、20 日、介護給付は 51 人、756 回の利用を見込みました。なお、小規模多機能型居宅介護の中においても短期入所サービスが提供されます。

図表６－８　短期入所生活介護通所リハビリテーションの見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	予防	4	4	4	4	4	4
	介護	51	52	52	51	52	56
利用回数（回）	予防	22	20	20	20	20	20
	介護	706	763	766	756	778	832

⑨　短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
（介護老人保健施設、介護医療院）

短期入所療養介護については、令和５年度は１か月当たり介護給付が１人、７回の利用を見込みました。サービス供給は、概ね現状の体制で提供が可能です。

図表６－９　短期入所療養介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	1	1	1	1	1	1
利用回数（回）	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	8	7	7	7	7	7

⑩　特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護については、大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が３人、介護給付が９人と見込みました。

図表６－10　特定施設入居者生活介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	予防	3	3	3	3	3	3
	介護	9	9	9	9	10	11

⑪　福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、令和５年度の予防給付は１か月当たり 55 人、介護給付は 154 人の利用を見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－11　福祉用具貸与の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	56	56	55	55	55	55
	介護	141	152	155	154	156	162

⑫　特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

福祉用具購入費の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が３人、介護給付が９人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－12　特定福祉用具購入費の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	3	3	3	3	3	3
	介護	9	9	9	9	9	10

⑬　住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給

住宅改修の利用は大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は予防給付が２人、介護給付が１人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－13　住宅改修費の支給の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	2	2	2	2	2	2
	介護	1	1	1	1	1	1

（２）地域密着型サービス

①　小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、令和５年度の予防給付は１か月当たり１人、介護給付は 17 人の利用を見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－14　小規模多機能型居宅介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	1	1	1	1	1	1
	介護	16	16	17	17	17	18

②　認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護については、大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は介護給付が 14 人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－15　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	予防	0	0	0	0	0	0
	介護	14	14	14	14	14	17

③　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、大幅な増減はないと予測し、計画期間内の利用は介護給付が 27 人と見込みました。必要に応じたサービスが提供されると考えます。

図表６－16　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	介護	27	27	27	27	30	30

④　地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、今後も利用は緩やかに増加し、令和５年度は 34 人、452 回になると見込みました。

図表６－17　地域密着型通所介護の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
利用者数（人）	介護	34	34	34	34	36	36
利用回数（回）		442	447	450	452	469	469

⑤　その他の地域密着型サービス

地域密着型サービスは、上記のほかに、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護が制度化されていますが、利用は見込んでいません。

（３）居宅介護支援・介護予防支援

介護給付（居宅介護支援）については、要介護認定者の増加に伴う利用増を見込みました。

図表６－18　居宅介護支援・介護予防支援の見込み量（１か月当たり）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	予防	82	86	88	89	89	89
	介護	283	298	304	302	309	321

（４）施設サービス

①　介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の利用は、ほぼ現状どおりと予測し、令和５年度には64人を見込みました。

図表６－19　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の見込み量（１か月当たり）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	64	64	64	64	67	69

②　介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用は、ほぼ現状どおりと予測し、令和５年度には43人を見込みました。

図表６－20　介護老人保健施設（老人保健施設）の見込み量（１か月当たり）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	43	43	43	43	44	45

③　介護医療院

介護医療院については計画期間内の利用は見込んでいません。

④　介護療養型医療施設

介護療養型医療施設については計画期間内の利用は見込んでいません。

⑤　施設合計

図表６－21　施設合計の見込み量（１か月当たり）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
利用者数（人）	107	107	107	107	111	114

5　サービスの質の確保と適正な利用

（１）サービスの質の確保

保険者機能の強化の一つとして、平成 30 年度から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から町に移譲されました。指導監督業務の質の向上を図り、自立支援の視点に立ったサービスが提供されるよう、効率的、効果的な指定および指導の実施に取り組みます。あわせて、保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進や、業務効率化に向け文書負担軽減を図り、サービスの質の確保に努めます。

（２）介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化事業については、国民健康保険団体連合会との連携の下、計画的に充実させ、次の事業に取り組みます。

①　要介護認定の適正化

要介護認定調査については、調査員の研修や事例検討を行い、調査の適正化を図ります。認定審査会については、公平・公正な審査体制の維持・向上に努めます。

②　ケアプランの点検

介護支援専門員の作成するケアプランが利用者の自立支援の視点に立った適切な内容であるか等に着目し、ケアプランの点検を実施します。

③　住宅改修等の点検

工事見積書の点検や申請者宅の着工前実態調査により施工状況の点検を実施します。福祉用具については、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

④　医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会から提供される医療情報と介護給付情報との内容確認を行い、請求やサービスの整合性の点検を行います。

⑤　介護給付費の通知

令和３年度から国民健康保険団体連合会に委託して、毎年、介護（予防）サービスの利用状況を利用者の方に通知します。

6　介護保険事業費の見込み

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第８期の標準給付費は約33億円になると見込みました。（図表６－22）

なお、①総給付費のサービス別の内訳は（図表６－22）のとおりです。

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。第８期の地域支援事業費は約１億９千万円を見込みました。（図表６－23）

図表６－22　標準給付費の見込み　　単位：千円

区　　分	第8期				【参考】令和7年度	【参考】令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合　計		
①総給付費	1,041,247	1,052,265	1,045,717	3,139,229	1,080,915	1,120,108
②特定入所者介護サービス費等給付額	38,381	38,534	38,483	115,398	39,244	40,463
③高額介護サービス費等給付額	11,790	11,837	11,822	35,449	12,055	12,430
④高額医療合算介護サービス費等給付額	2,808	2,819	2,815	8,441	2,871	2,960
⑤算定対象審査支払手数料	913	917	915	2,745	934	963
標準給付費見込額	1,095,139	1,106,371	1,099,752	3,301,262	1,136,019	1,176,923

（注）　四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表６－23　地域支援事業費の見込み　　単位：千円

区　　分	第8期				【参考】令和7年度	【参考】令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合　計		
①介護予防･日常生活支援総合事業費	31,264	30,509	30,910	92,683	28,188	21,657
②包括的支援事業･任意事業費	31,938	32,620	33,380	97,938	35,347	30,761
地域支援事業費	63,202	63,129	64,290	190,621	63,535	52,418

（注）　四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

図表６－24　総給付費の見込み　　単位：千円

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【参考】令和7年度)	【参考】令和22年度)
総給付費(合計)(Ⅰ＋Ⅱ)	1,005,075	1,041,247	1,052,265	1,045,717	1,080,915	1,120,108
Ⅰ　介護給付費	971,434	1,006,141	1,017,121	1,010,520	1,045,718	1,084,911
(1) 居宅サービス						
○訪問介護	39,264	43,835	45,263	44,328	44,785	44,927
○訪問入浴介護	5,842	7,313	7,229	7,187	7,187	7,187
○訪問看護	18,022	19,137	19,446	19,231	19,769	19,775
○訪問リハビリテーション	441	434	431	424	424	424
○居宅療養管理指導	3,869	4,416	4,549	4,401	4,416	4,441
○通所介護	148,851	149,728	150,494	148,143	151,753	157,905
○通所リハビリテーション	86,992	102,387	106,895	105,277	107,872	114,070
○短期入所生活介護	68,101	73,097	73,457	72,747	75,186	80,085
○短期入所療養介護	1,126	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
○特定施設入居者生活介護	21,850	21,850	21,850	21,850	24,416	26,325
○福祉用具貸与	20,326	22,628	23,068	22,614	23,138	23,342
○特定福祉用具購入費	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,546
○住宅改修	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
(2) 地域密着型サービス						
○小規模多機能型居宅介護	27,765	27,765	29,699	29,699	29,699	29,955
○認知症対応型共同生活介護	43,440	43,440	43,440	43,440	43,440	52,560
○地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	79,275	79,275	79,275	79,275	88,765	88,765
○地域密着型通所介護	46,624	47,825	48,045	48,283	49,677	49,677
(3) 居宅介護支援	42,924	45,275	46,244	45,885	46,950	48,748
(4) 介護保険施設サービス						
○介護老人福祉施設	179,375	179,375	179,375	179,375	186,901	192,264
○介護老人保健施設	133,471	133,471	133,471	133,471	136,450	139,314
○介護医療院	0	0	0	0	0	0
○介護療養型医療施設	0	0	0	0		
Ⅱ　予防給付費	33,642	35,106	35,144	35,197	35,197	35,197
(1) 介護予防サービス						
○介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
○介護予防訪問看護	427	387	387	387	387	387
○介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
○介護予防居宅療養管理指導	270	270	270	270	270	270
○介護予防通所リハビリテーション	15,730	17,198	17,198	17,198	17,198	17,198
○介護予防短期入所生活介護	2,144	1,943	1,943	1,943	1,943	1,943
○介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
○介護予防特定施設入居者	2,525	2,525	2,525	2,525	2,525	2,525
○介護予防福祉用具貸与	4,044	4,069	4,001	4,001	4,001	4,001
○特定介護予防福祉用具購入費	808	808	808	808	808	808
○介護予防住宅改修	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514
(3) 地域密着型介護予防サービス						
○介護予防小規模多機能型居宅介護	831	831	831	831	831	831
(2) 介護予防支援	4,348	4,561	4,667	4,720	4,720	4,720

（注）　四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

7　第１号被保険者の保険料の推計

（１）第１号被保険者の負担割合

介護保険給付に必要な費用は、40歳以上の人が納める「保険料」と、国・県・町の「公費」の概ね半々でまかなわれます。「保険料」の50％は、第８期においては40～64歳の「第２号被保険者」が27％を、65歳以上の「第１号被保険者」が23％を負担することとされています。「公費」の50％は、国、県および町がそれぞれ定められた割合を負担します。

なお、第１号被保険者の負担割合の23％は、調整交付金が５％となる標準的な市町村の率であって、後期高齢者加入割合および所得段階別加入割合によって変動します。本町は全国平均の５％より高い率となっています。

図表６－25　介護保険の財源のイメージ

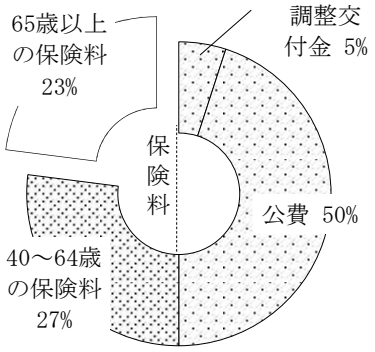

・介護給付および予防給付
（保険料 50%　公費 50%）

・地域支援事業（包括的支援・任意事業）
（保険料 23%　公費 77%）

・地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
（保険料 50%　公費 50%）

（２）第１号被保険者の保険料の推計

第１号被保険者の保険料基準額は、次の算式で求めます。準備基金を取り崩さない場合は5,101円となりますが、900万円を取り崩すことにより5,000円となります。

第８期における第１号被保険者の保険料基準額（月額）は、被保険者の負担抑制のために準備基金を繰り入れることで、第７期と同じ5,000円とします。

令和3～令和5年度の標準給付費見込額（A）	＋	令和3～令和5年度の地域支援事業費（B）	×	第1号被保険者負担割合 23%	＝	第1号被保険者負担相当額（D）
（3,301,262千円＋190,621千円）				0.23		803,133千円

第1号被保険者負担相当額（D）	＋	調整交付金相当額（E）	－	調整交付金見込額（I）	＋	財政安定化基金償還金（J）	－	準備基金取崩額（K）	＝	保険料収納必要額（L）
803,133千円		169,697千円		224,890千円		0千円		9,000千円		738,940 千円

保険料収納必要額（L）	÷	予定保険料収納率（M）	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数（C）	÷	12か月	＝	**保険料（月額）**
738,940 千円		0.995		12,280人		12か月		**5,000円**

図表６－26　第１号被保険者の保険料

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合　計	【参考】令和7年度	【参考】令和22年度
第１号被保険者数	4,079	4,064	4,046	12,189	4,015	3,339
前期(65～74 歳)	1,845	1,800	1,751	5,396	1,660	1,170
後期(75 歳～84 歳)	1,390	1,421	1,453	4,264	1,515	1,178
後期(85 歳～)	844	843	842	2,529	840	991
所得段階別加入割合						
第１段階	9.6%	9.5%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
第２段階	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
第３段階	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
第４段階	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%	10.8%
第５段階	21.3%	21.4%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%
第６段階	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%	20.6%
第７段階	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%
第８段階	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
第９段階	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数						
第１段階	390	388	387	1,165	384	319
第２段階	400	398	397	1,195	394	327
第３段階	400	398	397	1,195	394	327
第４段階	440	438	436	1,314	433	360
第５段階	870	868	863	2,601	856	712
第６段階	840	838	833	2,511	827	689
第７段階	450	448	446	1,344	443	368
第８段階	180	180	179	539	177	147
第９段階	109	108	108	325	107	90
合計	4,079	4,064	4,046	12,189	4,015	3,339
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	4,109	4,095	4,076	12,280	4,044	3,365
標準給付費見込額(調整後)(A)	1,095,139 千円	1,106,371 千円	1,099,752 千円	3,301,262 千円	1,136,019 千円	1,176,923 千円
地域支援事業費(B)	63,202 千円	63,129 千円	64,290 千円	190,621 千円	63,535 千円	52,418 千円
第１号被保険者負担分相当額(D)	266,418 千円	268,985 千円	267,730 千円	803,133 千円	280,696 千円	329,463 千円
調整交付金相当額(E)	56,320 千円	56,844 千円	56,533 千円	169,697 千円	58,210 千円	59,929 千円
調整交付金見込交付割合(H)	6.97%	6.61%	6.30%		5.92%	8.62%
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9082	0.9234	0.9371		0.9542	0.8592
所得段階別加入割合補正係数(G)	1.0068	1.0073	1.0068		1.0068	1.0068
調整交付金見込額(I)	78,510 千円	75,148 千円	71,232 千円	224,890 千円	68,921 千円	103,318 千円
財政安定化基金拠出金見込額						
財政安定化基金拠出率	0.000%					
財政安定化基金償還金(J)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
準備基金の残高(令和2年度末の見込額)				239,000 千円		
準備基金取崩額(K)				9,000 千円	10,000 千円	10,000 千円
審査支払手数料１件あたり単価	68 円	68 円	68 円		68 円	68 円
審査支払手数料支払件数	13,427件	13,481件	13,463件		13,729 件	14,155 件
保険料収納必要額(L)						
予定保険料収納率(M)	99.5%					
保険料の基準額						
推計保険料(年額)				60,000円	64,606	82,463
(月額)				5,000円	5,384	6,872

⇓

保険料基準額
年額 60,000円
月額　5,000円

8　介護保険料基準額の設定

第８期の第１号被保険者の保険料は、所得水準に応じて９段階に細分化して保険料設定を行います。（図表６－27）。

図表６－27　所得段階別保険料

段階	区　分		基準額に対する割合	保険料 年額（月額）
第1 段階	世帯：町民税非課税 本人：町民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の者	×0.50	※（実質0.30） 18,000円 （1.500円）
第2 段階		合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下の者	×0.75	※（実質0.50） 30,000円 （2,500円）
第3 段階		合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える者	×0.75	※（実質0.70） 42,000円 （3,500円）
第4 段階	世帯：町民税課税 本人：町民税非課税	合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の者	×0.90	54,000円 （4,500円）
第5 段階		合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える者	×1.00 〈基準額〉	60,000円 （5,000円）
第6 段階	本人：町民税課税	合計所得金額が120万円未満の者	×1.20	72,000円 （6,000円）
第7 段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	×1.30	78,000円 （6,500円）
第8 段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	×1.50	90,000円 （7,500円）
第9 段階		合計所得金額が320万円以上の者	×1.70	102,000円 （8,500円）

※低所得者高齢者に対する保険料軽減措置

■第７章　介護予防・日常生活支援総合事業等の充実■

人生 100 年時代を見据え、健康寿命を延伸するためには、高齢者の予防・健康づくりを推進することが重要であり、健康課題にも対応できるような通いの場や、通いの場を活用した健康相談、受診勧奨の取り組みの促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を進めます。

1　介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、多様な主体による多様なサービスの提供を可能としています。本町においては、現行の訪問介護、通所介護に相当するサービスだけが提供されている現状にあり、住民主体によるＢ類型のサービスをはじめとした多様なサービスの構築が必要です。このため、生活支援コーディネーターを中心として、地域の通いの場づくりの推進や、生活支援ボランティアを養成していきます。

また、総合事業の対象としては、要支援者等に限られますが、事業として障がい者等を含めた一体的な実施や、単価の弾力化を行うことなど、柔軟な運営方法についても取り入れていきます。

図表７－１　介護予防・生活支援サービス事業の類型

区　分		サービス内容	想定される事業者等
訪問型サービス	訪問介護 （現行の訪問介護に相当）	・現行の訪問介護に相当（訪問介護員による身体介護、生活援助）	指定事業者
	訪問型サービスA （緩和した基準による）	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し　等	事業者 シルバー人材センター
	訪問型サービスB （住民主体による支援）	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
	訪問型サービスC （短期集中予防サービス）	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士 町の保健師等
	訪問型サービスD （移動支援）	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者
通所型サービス	通所介護 （現行の通所介護に相当）	・現行の通所介護に相当（生活機能向上のための機能訓練）	指定事業者
	通所型サービスA （緩和した基準による）	・送迎を伴わない運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ミニデイサービス	事業者
	通所型サービスB （住民主体による支援）	・いきいきサロン ・体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
	通所型サービスC （短期集中予防サービス）	・従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食		
	住民ボランティア等が行う見守り		
	訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援	訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	
介護予防ケアマネジメント		利用者本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成	地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメントについては、要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され、その人らしく自立した生活を継続できるよう、町地域包括支援センターにおいて行います。

2　一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援のための取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。また、専門職を活かした取組や他の事業と連携を図るとともに、PDCAに沿った推進に努めます。

図表７－２　一般介護予防事業の類型

介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業
一般介護予防事業評価事業
地域介護予防活動支援事業
地域リハビリテーション活動支援事業

（１）介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます

（２）介護予防普及啓発事業

運動器の機能向上、栄養改善や口腔機能の向上、認知症予防等の住民主体の介護予防活動の取組が行えるよう、介護予防教室や出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

①　お元気サロン

認知症や閉じこもりのおそれのある人を対象として、「お元気サロン」を開催します。貼り絵や料理等による日常生活動作の機能訓練、脳活性化運動により、認知症や閉じこもり等の予防・支援を行います。だれもが気軽に来られる通いの場として今後も実施し、新規利用者の参加促進に努めます。

図表７－３　お元気サロンの見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	13	15	15	15
延べ利用者数（人）	77	300	300	300

（注）令和２年度は見込み

② 美脳教室

認知機能の維持向上を目的とし、身体と脳を同時に使う「コグニサイズ」を行います。いつまでも元気な身体、若々しい脳で毎日楽しく生活できるよう、支援します。（コグニサイズ‥‥国立長寿医療研究センターが開発した、運動と認知課題を組み合わせ、認知症予防を目的とした取り組みです。）

図表７－４　美脳教室の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	10	30	30	30
延べ利用者数（人）	76	360	360	360

（注）令和２年度は見込み

③ らく楽トレーニング教室・らく楽自主トレーニング利用者講習会

いつまでも元気に住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、町施設のトレーニング機器を活用し、高齢者になっても気軽にできるトレーニングの支援を行います。

らく楽トレーニングは、パワーリハビリテーションの考えに基づくトレーニング方法で、高齢者向けのトレーニングマシンを使い、軽負荷で安全に日頃使っていない全身各部の筋肉を動かすことで日常生活に必要な動作と行動意欲の改善を図ります。また、認知症の進行予防や腰痛膝痛軽減など各種病気・障がいに対する成果も期待できます。

より利用しやすい日程や環境づくりについて検討し、利用を促進します。

図表７－５　らく楽トレーニング教室・講座の見込み

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
らく楽トレーニング教室	利用実人数（人）	0	10	16	20
	延べ利用者数（人）	0	120	192	240
らく楽自主トレーニング利用者講習会	利用実人数（人）	0	20	30	40
	延べ利用者数（人）	0	20	30	40
らく楽自主トレーニング	利用実人数（人）	60	80	100	120
	延べ利用者数（人）	550	1,000	2,500	3,000

（注）令和２年度は見込み

④　こころの相談

精神科病院の精神保健福祉士による、認知症、うつ等に関する相談会を実施します。本人の悩み心配事の相談のほか、その家族の認知症の介護、受診、介護サービスの利用などについても相談に応じていきます。

図表７－６　こころの相談の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	6	8	10	12
延べ利用者数（人）	15	12	14	16

（注）令和２年度は見込み

⑤　介護予防講演会

介護予防、介護の心構え、認知症やうつなど高齢期に増える疾患についての予防や早期発見など、基本的な知識を普及・啓発するため、有識者等による講演会や啓発映画会等を開催します。

図表７－７　介護予防講演会の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	1	2	2	2
参加者数（人）	40	100	100	100

（注）令和２年度は見込み

⑥　介護予防に関する「おでかけ健康講座」

老人クラブ等の高齢者の集まる場所へ出向き、介護予防のための基本的な知識の普及・啓発を図る「おでかけ健康講座」を行っていきます。

図表７－８　介護予防に関する「おでかけ健康講座」の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	0	12	12	12
参加者数（人）	0	240	240	240

（注）令和２年度は見込み

（３）一般介護予防事業評価事業

個別の体力筋力測定結果や目標の達成状況を確認し、一般介護予防事業の事業評価を行います。

（４）地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成・支援など、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

①　らく楽自主トレーニングボランティア講座

らく楽自主トレーニングの見守りや機器の取り扱いなどを初心者に教えるなど、トレーニングのボランティアを養成します。

図表７－９　らく楽自主トレーニングボランティア講座の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	0	1	1	1
参加者数（人）	0	10	10	10

（注）令和２年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止

②　介護予防活動団体への助成

平成30年度から、地域住民が主体的に介護予防を目的として「通いの場（サロン）」を開催している団体に対して活動費の助成を行います。

図表７－10　介護予防活動団体への助成の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場・サロン（団体）	2	2	3	5

③　スマサポ教室

シルバーリハビリ体操指導士養成事業に則した介護予防の知識や技術を身に付けた介護予防サポーターを養成します。地域のサロンや介護予防教室において、サポーターとして活躍できるよう支援します。

図表７－11　スマサポ教室の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	1	1	1	1
参加者数（人）	10	10	10	10

（５）地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

（６）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国（厚生労働省）は、団塊ジュニアが高齢者となる令和22年（2040年）までに健康寿命の延伸することを目的とした取組の一つとして、介護予防と生活習慣病の疾病予防・重症化予防を一体的に実施すること重点取組分野としています。

令和元年（2019年）５月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年第９号）が公布され、令和２年度（2020年度）から区市町村による高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が推進されることとなったため、医療・介護・健診情報を一元管理するデータベースシステムを活用し、地域の健康課題を分析した上で、通いの場等を主とした介護予防･日常生活支援総合事業と国民健康保険の保健事業の一体的な実施を検討していきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、閉じこもりにより地域社会とのつながりが途絶えてしまう懸念のある高齢者等に対する必要な支援についても検討していきます。

3　高齢者福祉（その他の生活支援）

（１）ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯等への生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等が、いつまでも住みなれた自宅で安心して生活できるよう支援を行います。

①　独居老人等緊急通報装置貸与事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者の緊急時に対応できるよう、緊急通報装置の設置を促進するとともに、地域住民の協力を働きかけていきます。

図表７－12　独居老人等緊急通報装置貸与事業の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置台数（台）	136	131	126	121

（注）令和２年度は見込み

②　ねたきり老人等日常生活用具給付事業（町事業）

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者の世帯等に対し、日常生活を容易に暮らせるように、火災警報機、自動消火器、電磁調理器を給付します。新たに対象となる世帯への周知を図り利用促進を図っていきます。

図表７－13　ねたきり老人等日常生活用具給付事業の見込み

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）		352	357	362	367
	火災警報機	348	351	354	357
	自動消火器	0	1	2	3
	電磁調理器	4	5	6	7

（注）令和２年度は見込み

③　ふれあい型配食サービス事業（町社会福祉協議会事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認や交流を図ることをねらいとして、ボランティア等による配食サービスを行います。

配食ボランティアの高齢化が進んでおり、ボランティアの養成・確保に努めます。また、民生委員などによる訪問活動などとの調整を図り、安否確認の体制を充実していきます。

図表７－14　ふれあい型配食サービス事業の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	31	35	40	45
延べ配食数（食）	341	770	880	990

（注）令和２年度は見込み

④　在宅配食サービス（ＮＰＯ法人）

毎日の食事支援を目的に、在宅配食サービス行います。高齢者等の自立した生活の支援、併せて安否確認や会話を通じた高齢者等の孤独感の解消や見守りなども担っています。

図表７－15　在宅配食サービスの見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	10	10	10	10
延べ配食数（食）	1,800	1,500	1,500	1,500

（注）令和２年度は見込み

（２）在宅要介護者への支援の推進

在宅要介護者に対し、住みなれた自宅での生活の継続に向けた介護保険制度ではまかないきれない部分の生活支援を行います。

①　福祉用具貸与事業（町社会福祉協議会事業）

老齢や疾病などで寝起き、移動が不自由な人に、自宅で使用する福祉用具として特殊寝台、エアマット、車いす、松葉杖を貸与します。

図表７－16　福祉用具貸与事業の見込み

区　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）		10	30	33	36
	特殊寝台	0	3	4	4
	エアマット	0	0	0	0
	車いす	7	24	26	28
	松葉杖	3	3	3	4

（注）令和２年度は見込み

② 移送サービス「福祉有償運送」（ＮＰＯ法人）

重度要介護高齢者の通院などの外出を支援する「福祉有償運送」が継続できるよう、必要な支援を行います。

重度の要介護高齢者のみならず、移動手段に乏しい高齢者の移動支援の方策について協議していきます。

図表７－17　移送サービス「福祉有償運送」の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数（人）	60	40	40	40
延べ利用回数（回）	650	450	450	450

（注）令和２年度は見込み

③ 車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出し（町社会福祉協議会事業）

ねたきり等で車いすが必要な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸し出しを継続して行っていきます。

図表７－18　車いす搭載軽自動車「きぼう号」の貸し出しの見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数（人）	5	14	16	17
延べ利用回数（回）	18	35	40	45

（注）令和２年度は見込み

（３）その他の支援

○ 生活管理指導短期宿泊事業（町事業）

介護保険の要介護認定で「自立」と認定された高齢者等で基本的生活習慣が欠如している人や体調を崩している人を、養護老人ホーム蘇水園で一時的に養護する事業を、今後も継続して行います。

図表７－19　生活管理指導短期宿泊事業の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	0	1	1	1
延べ利用者数（人）	0	1	1	1

（注）令和２年度は見込み

■第８章　地域包括ケアシステムの充実■

本章で示すのは、地域支援事業の包括的支援事業と任意事業です。地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターを中心とした業務であり、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを行います。また、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備を推進していきます。

1　包括的支援事業

高齢者の地域での自立を支援していくためには、予防対策から介護サービス、医療サービス、さらにはボランティアなどが行う活動までを含め、高齢者の状態・状況に応じた適切なサービスが提供されることが必要です。このため、地域全体の情報を集積し連携のできる地域包括支援センターにおいて、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行います。

（１）介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定を受け、介護予防給付サービスを利用する人には、介護予防支援事業所として予防給付ケマネジメントを行います。

図表８－１　介護予防ケアマネジメントの類型

区分	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
	①原則的な介護予防ケアマネジメント	②簡略化した介護予防ケアマネジメント	③初回のみの介護予防ケアマネジメント
対象	・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合	・①または③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等）	・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合（必要に応じ、その後の状況把握を実施）
流れ	アセスメント →ケアプラン 原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（給付管理）	アセスメント →ケアプラン原案作成（→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（適宜）	アセスメント （→ケアマネジメント結果案作成） →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

総合事業による介護予防ケアマネジメントでは、利用者に対して、介護予防および生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その

選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもので、地域包括支援センターが行います。生活支援の観点から、必要に応じて地域ケア会議を活用していきます。

介護予防ケアマネジメントは、利用者の状況、基本チェックリストの結果、利用するサービスに応じて次のような３類型に分けて行います。（図表８－１）

※当町では、図表８－１のうち、ケアマネジメントＡを実施しています。

（２）地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。地域ケア会議の中で個別事例の検討を通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、自立支援のためのケアマネジメント支援を行います。これにより地域の課題や有効な支援策を明らかにし、医療と介護の関係者をはじめ、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発等に取り組み、個別支援の充実につなげます。

今後は、個別事例からうかがえる地域課題の収集分析を行えるよう、政策形成機能をもつ地域ケア会議となるように進めていきます。

図表８－２　地域ケア会議を活用した課題解決のイメージ

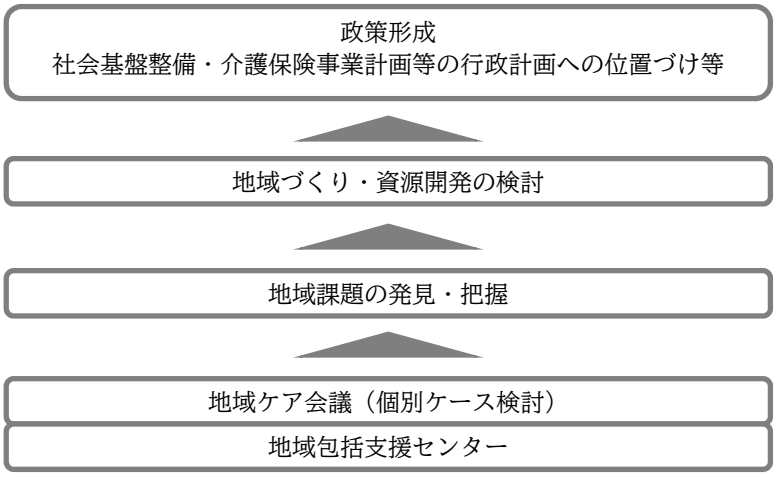

（３）総合相談支援

地域包括支援センターの高齢者総合相談の窓口機能を強化に努めるとともに、センターから離れている地区については、巡回相談会を実施します。

地域の見守りネットワークづくりを推進し、そのネットワークを活用して、高齢者虐待の早期発見、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努め、民生委員や地域住民と連絡を取り合って、それぞれの状況に応じた最適な支援やサービス、制度の利用につなげていきます。

図表８－３　総合相談支援の見込み

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センターへの相談件数（件）	500	500	500	500

（４）権利擁護業務

地域のネットワークを構築し、支援の必要な高齢者の把握に努め、必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなげていきます。

権利擁護の観点から支援が必要な高齢者については、成年後見制度、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援します。

2　在宅医療・介護連携の推進

超高齢化社会においては、高齢の患者が中心となり、住み慣れた地域や自宅で病気と共存しながら生活の質の維持・向上をめざすことが必要です。つまり、これまでの病院完結型医療から地域完結型医療への転換が求められます。また、自宅で家族の最期を看取りたいというニーズにも応えていく必要があります。

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させる必要があります。

加茂地域では「加茂地域包括ケアネットワーク推進協議会（かも丸ネット）」において、多職種協働で下記の取り組みを実施します。

図表８－４　在宅医療・介護連携

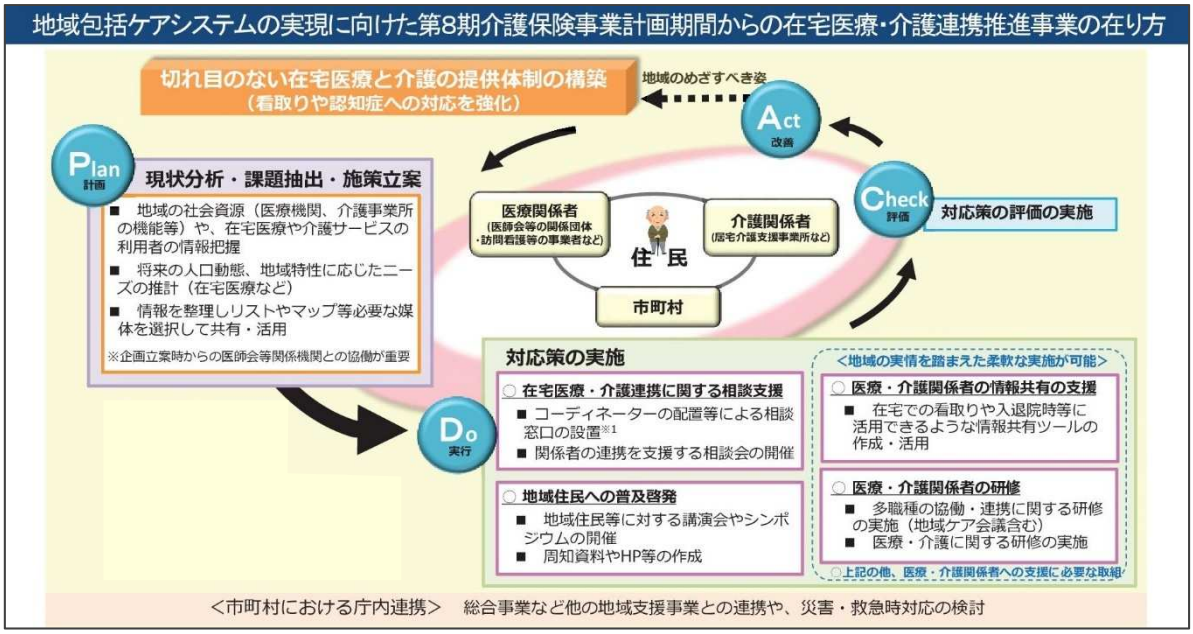

今後も、多職種連携研修会等を通して、多職種の顔の見える関係を深め、情報を共有し、医療と介護の連携推進を図り、あわせて、看取りや認知症への対応強化を図ります。

3　認知症施策の推進

認知症の人は、身近な人の理解や手助けがあれば、穏やかに生活を続けることができることもあります。また、認知症は予防や早期治療により進行を緩やかにすることができることから、医療との連携体制を強化し、早期の段階での診断と対応、本人や家族への支援、介護支援専門員との連携など、必要に応じて各種サービスの利用へとつなげる総合的な支援体制の充実や、教育分野の機関との連携も図り、認知症に関する普及啓発を推進します。

（１）標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症の人が、進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておく「認知症ケアパス」を作成し、ホームページや広報誌、相談会等を通して住民に周知を図るとともに、相談機関、事業者等へも周知を図ります。これにより、認知症の人やその家族が、認知症の症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けられるのかを早めに理解できるようにします。

図表８－５　標準的な認知症ケアパスのイメージ

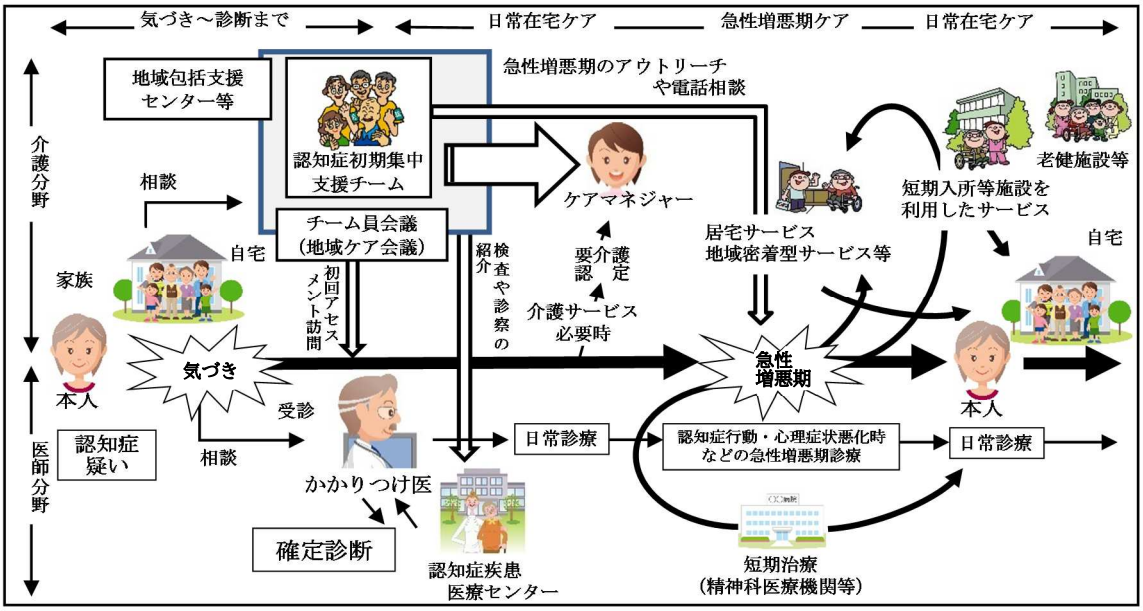

（２）認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築をめざします。チーム員は医療や福祉の専門職で構成し、認知症サポート医を交えたチーム員会議を行い、対象者が必要とする支援につながるよう活動しています。

（３）「認知症地域支援推進員」の活動

認知症に関する相談対応や、地域での支援ネットワークづくりの推進、認知症の方とその家族への効果的な支援を行っている。八百津町の認知症施策の中心として活躍しています。

（４）認知症にふさわしい介護サービスの利用

認知症高齢者は、生活環境の変化に影響を受けやすいため、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう支援していく必要があります。このため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの利用を促進します。

（５）認知症家族交流事業「オレンジサークル」「オレンジカフェ」

認知症家族交流事業では、講演会や体験会等を取り入れながら、認知症の家族を介護する介護者が、情報交換や意見交換のできる、集いの場づくりを支援します。また、認知症サポーターに協力を得ながら、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「オレンジカフェ」も定期的に開催します。認知症高齢者の増加が予想される中、事業の周知と内容の充実を図っていきます。

図表８－６　認知症家族交流事業「オレンジサークル」「オレンジカフェ」の見込

	区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オレンジサークル	実施回数（回）	5	6	6	6
	延べ人数（人）	39	36	36	36
オレンジカフェ	実施回数（回）	5	6	6	6
	延べ人数（人）	42	60	60	60

（注）令和２年度は見込み

（６）認知症サポーターの養成

認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症のある人やその家族が安心して地域で暮らせるよう、また、認知症の予防を推進するため、住民グループや民生委員、事業所などの団体に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催します。

今後さらに増加が予定される認知症の人の見守りや家族支援のため養成講座の充実を図ります。また、学校の協力を得て小・中・高校生向けの講座開催を推進します。

図表８－７　認知症サポーター数の見込

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人）	220	260	260	260

（注）令和２年度は見込み

4　生活支援サービスの体制整備

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域のサロン・カフェの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援などの生活支援の必要性が増加しており、地域住民やボランティアを含めた多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されます。

平成29年度からスタートした総合事業の充実に向けて、地域の受け皿を確保する観点から、ボランティアの養成や住民主体の通いの場の設置等生活支援の基盤整備を推進します。そのため、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置し、高齢者世帯等の現状把握、地域の資源開発や関係者のネットワークづくりを推進していきます。

また、生活支援の担い手の養成を目的に、「チョコっと支えあいボランティア養成講座」を開催するとともに、活動の実施に向けた具体的な組織づくりの支援を行います。

図表８－８　生活支援コーディネーターの３つの機能

◆資源開発
・地域に不足するサービスの創出
・サービスの担い手の要請
・元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保　など

◆ネットワーク構築
・関係者間の情報共有
・サービス提供主体間の連携の体制づくり　など

◆ニーズと取組のマッチング
・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング　など

5　家族介護支援

（１）家族介護者交流事業

要介護高齢者を介護している介護者を介護から一時的に解放し、介護者同士の交流などを通じて心身のリフレッシュを図る家族介護者交流事業については、継続して実施します。また、この事業の参加者が自主的な活動に発展していけるよう支援を行います。

図表８－９　家族介護者交流事業の見込

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	2	2	2	2
延べ人数（人）	15	10	10	10

（注）令和２年度は見込み

（２）ねたきり老人等介護用品支給事業

要介護１以上で紙おむつ等を利用している人を対象として介護用品を支給し、介護費用の負担軽減を図ります。

図表８－10　ねたきり老人等介護用品支給事業の見込

区　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付者数（人）	123	123	120	120

（注）令和２年度は見込み

6　介護人材確保及び業務効率化の取組強化

（１）介護人材の確保及び業務効率化の取組強化

介護人材の確保及び業務効率化に向けて、介護職員の処遇改善の支援、介護ロボット導入やICT化による仕事の負担軽減、元気高齢者に対する資格取得の支援を行います。

■第９章　生きがい・社会参加の推進■

自己の知識、技能を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的な就業の機会を提供します。

1　シルバー人材センターの充実

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みとして、健康で働く意欲のある高齢者に対して、就業機会の確保と提供を行っています。

町の関連事業で、シルバー人材センターで受託可能なものについては、可能な限りシルバー人材センターに提供します。

2　高齢者同士の交流機会の提供と参加促進

（１）老人クラブ

老人クラブ活動を通じ会員同士の交流を推進し、仲間づくり・生きがいづくりを行います。会員募集のチラシ作成・配付するなどして、老人クラブ活動を周知し、会員増強を図っていきます。

（２）ふれあいいきいきサロン事業

地域の単位老人クラブ、住民団体、ボランティアなどと連携し、ふれあいいきいきサロンの魅力ある活動を展開していきます。

サロン未実施の地域において、活動のきっかけづくりを行うなどして、高齢者が歩いて参加できる環境を整えます。

（３）地域福祉活動助成事業

小学校区、中学校区など広い範囲で行われる住民同士の交流、助け合い活動が活性化、継続化するよう支援を行います。

（４）地域訪問事業

社会福祉協議会職員が、民生児童委員と連携して、地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、地域のニーズを調査するとともに、ふれあいや見守りを行います。

（５）地域の集いの場推進事業

小学校区単位の集いの場づくりを推進していきます。あわせて買い物が不便な地域では、商店の協力で移動販売による買い物支援を行います。

3　生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがい･健康づくりとして、生涯学習や生涯スポーツの機会を提供します。

（１）公民館講座

各地区の公民館等で開催している各種講座の情報提供を行い、高齢者の参加促進を図ります。

（２）チャレンジクラブ 802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区でそれぞれ高齢者対象の運動教室を開講しています。今後も継続して開講するとともに、高齢者の参加促進を図ります。

「チャレンジクラブ802」には、上記教室以外にも、高齢者が参加できそうな教室があることから、高齢者の健康状態に応じて、これらの運動教室への参加を促進します。

（３）交通手段の確保

高齢者の社会参加や日常生活支援を促進する観点から、それぞれの地域ニーズに合った運行経路や乗降場所の見直し、更には公共交通形態の再編について、今後も継続的に協議していきます。

また NPO 法人などとも連携し、今後の移動支援のあり方について検討していきます。

4　地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

（１）地域住民の地域福祉活動への参加促進

地域福祉活動に多くの人に参加してもらえるよう、幼児教育、学校教育、生涯学習など様々な長期的な視点に立った人材の育成を推進します。また、地域福祉活動の積極的な情報提供により、地域福祉活動の理解を深めるとともに住民の地域活動への自主的な参加を促進します。

■第 10 章　安心のまちづくりの推進■

1　住環境の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、多様な居住の場の確保に努めます。

（１）町営住宅のバリアフリー推進

町営住宅は、改築等の計画に沿って、順次バリアフリー化を図ります。

（２）養護老人ホームの適正利用の推進

町内には養護老人ホーム蘇水園があります。低所得者等の受け皿としての機能を果たせるよう、適正利用を推進します。

養護老人ホーム利用者の長寿化が進み、介護を必要とする入所者が増えてきています。多様な観点から効率的・効果的な運営の方向性を検討します。

2　道路や公共施設等のバリアフリー化の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設、不特定の人が利用する民間施設などのバリアフリーを進めます。

（１）道路のバリアフリーの推進

国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、点字誘導ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。

路上駐車・駐輪は高齢者などにとって通行の大きな妨げとなることから、警察などとの連携により、路上駐車・駐輪防止に向けた啓発活動およびパトロールに取り組みます。

（２）公共施設のバリアフリーの推進

公共施設については、改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、改築等の計画がない公共施設についても「通路に物を置かない」「点字シールを貼る」など実施可能なバリアフリー化を進めていきます。

公共施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」および「岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に沿って進めていきます。

（３）民間施設のバリアフリーの促進

民間施設については、新規に建設する建築物については、バリアフリー化を図るよう、県等とも連携して建築主に対する指導を行います。

商店街等の既存建築物については、所有者に対して簡便に行えるバリアフリー情報などを提供することでバリアフリー化を促します。

３　防災・防犯・交通安全対策の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災体制の強化、防犯、交通安全対策の推進に努めます。

（１）防災体制の強化

東日本大震災や、各地で発生している豪雨災害を振り返ってみると、要配慮者が被災するケースが増えています。また、町人口の急速な高齢化に伴って、今後高齢の要配慮者が増加することも予想されます。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害基本法の改正が行われ、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を示されました。

町におきましても、八百津町地域防災計画を改訂し、地域全体で的確な防災対策を講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制の構築に努めます。

○平時から地域の関係機関や支援者と連携し、見守りネットワークや要配慮者支援マップの整備を通して、実態把握に努めるとともに、災害時には安否確認ができる体制を整備します。

○避難行動要支援者名簿の作成や名簿の活用、個別計画の策定、支援にかかる共助力の向上を図り、地域一体となった実効性のある支援の仕組みを整備します。

○町内で災害が発生した場合、避難行動要支援者名簿を消防機関、警察機関、民生児童委員、自主防災組織など避難支援等関係者に必要な限度で提供し、迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助活動に活用し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図ります。

○防災訓練や防災教育、研修会を開催し災害に対する知識の向上に努めます。

○出前講座の制度や高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用した防災知識の普及啓発に努めます。

○地域において中心的に防災を担う「防災リーダー」を、美濃加茂市及び加茂郡全体で養成します。

○町内で災害が発生したときに活動する「災害ボランティア」は、登録者の増加、登録者の組織化などを図っていきます。また、災害時に支援できる内容の幅を広げられるよう継続的な学習会を重ねていきます。

○地域ぐるみで支援するための中心的な担い手となる自主防災組織の設立支援および強化や防災訓練の実施支援を行います。

○防災情報のデジタル化と多重化を図り、簡易な操作で多くの情報を収集できる仕組みを構築します。

○指定避難所において要配慮者に配慮した運営に努めます。

（２）防犯対策の推進

「振込み詐欺」「悪質商法」などの高齢者をねらった犯罪が全国各地で報道されています。これらに関する情報等を収集し、犯罪の未然防止に努めます。

○詐欺事件等警察機関から提供される情報を収集し、高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用して情報提供に努めます。

○ホームページや防災行政情報端末を活用して啓発に努めます。

○警察機関と地域安全指導員と金融機関が連携して、振込詐欺防止の啓発活動を実施します。

（３）交通安全対策の推進

高齢者等が巻き込まれる交通事故や自動車事故が多発しています。日常生活における交通事故防止や自動車の安全運転の啓発や事故防止策を推進します。

○普段の生活の中で起こりうる事故の危険性について、高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用して啓発活動を行います。

○警察機関と連携して街頭指導や交通安全講習を実施します。

○75歳以上の高齢者へ後付け急発進抑制制御装置の取り付けに係る補助事業を設置し、高齢者の交通事故防止を推進します。

（４）八百津町見守りネットワーク事業の推進

八百津町は、平成25年度に「八百津町見守りネットワーク事業」を立ち上げ、町内で営業する事業所等と「見守り」に関する協定を結んでいます。配達や相談、集金等の訪問時に「郵便物や新聞がポストにたまっている」「最近、元気がない」など異変に気づいたら役場や警察など関係機関に知らせて、早期の支援につなげることを目的としています。年々協力事業所の数は増加し、令和２年10月現在、登録事業所数は39となっています。今後も見守りの輪を広げひろげ、住民みんながいつまでも安心して暮らしていけることができるまちづくりを推進します。

4　感染症予防対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して感染症対策についての周知、啓発、研修、訓練を実施するほか、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進するなど、感染症対策に係る体制整備を進めます。

■第 11 章　相談・情報提供体制の充実■

1　情報提供の充実

保健・福祉・医療など、高齢者にとって必要な情報を提供し、高齢者に確実に情報が伝わるよう努めます。

（１）多様な媒体を使った情報提供の充実

町の広報誌やホームページ、社会福祉協議会の広報誌、ＣＣネット等多様な媒体に保健・福祉・医療などの情報を、「わかりやすく」「シンプルに」「繰り返し」提供するよう努めます。

（２）「口コミ」での情報提供の推進

民生委員や福祉協力員・福祉推進員、ホームヘルパー、ケアマネジャー、主治医・看護師など、高齢者から相談に応じる可能性が高い人たちに保健・福祉・医療などの情報提供を行い、これらの人たちから情報が伝えられる「口コミ」での情報提供を推進します。

2　相談体制の充実

八百津町には、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生委員や福祉協力員・福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。これら相談支援体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者などの生命や財産を守るため、虐待等への対応、成年後見制度等の周知や福祉サービスの利用支援などを行います。

（１）相談支援体制のネットワークづくり

相談内容は年々複雑化している一方、各機関や各課の所管業務は専門分化している状況の中で、ひとりの人や一つの機関ですべての相談に応じることは不可能となってきています。そのため、高齢者などから相談を受けた人がそれに十分な対応ができない場合の仕組みとして、町地域包括支援センターにつなぐ、町地域包括支援センターで処理しきれないものについては県などの関係専門機関につなぐといった連携体制を構築し、さまざまな相談に確実に応じられる体制づくりを進めます。

高齢者の多くは、家族とともに生活をしています。「家族」に着目すると、一つの家族の中に、例えば高齢者の介護問題と子育て支援の問題が混在しているなど、複数の問題を抱えているケースもあると考えられます。そのため、「家族支援」の視点に

立った相談支援が行えるよう、高齢者関係相談機関以外の相談機関などとのネットワークづくりも進めていきます。

（２）成年後見相談センターでの権利擁護支援の推進

令和２年４月に健康福祉課内に、八百津町成年後見相談センターが設置されました。

認知症により判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう支援します。

成年後見制度についての周知・啓発に取り組み、相談対応、利用支援を行っていきます。また、後見人等の報酬が必要となった場合、本人の財産状況等を勘案して、報酬額助成を行います。

（３）日常生活自立支援事業の利用促進

町社会福祉協議会では、岐阜県社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加等により、ニーズが高まっていくことが予想されることから、事業の一層の周知を図り、利用の促進に努めます。

■計画の推進■

1　地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止への取組に関する評価指標及び目標の設定

平成30年度の介護保険法改正により、介護保険事業計画に、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標を設定することが規定されました。

そこで本計画に掲げた基本方針の施策にかかる事業について、その事業量を表すアウトプット指標と、その成果を表すアウトカム指標を設定して評価を行います。

（１）事業量を表すアウトプット指標と目標

区　分	指　　標		令和元年度（2019年度）実績	目標
基本方針１ 介護保険事業の充実	小規模多機能型居宅介護	利用者数	14 人	同程度
	介護給付適正化事業（ケアプラン点検事業）	実施回数	５回	同程度
基本方針２ 介護予防・日常生活支援総合事業等の充実	介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスB）	利用者数	０人	増加
		事業所数	０事業所	増加
	介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスB）	利用者数	０人	増加
		事業所数	０事業所	増加
基本方針３ 地域包括ケアシステムの充実	地域ケア会議	実施回数	10 回	増加
		参加人数	165 人	増加
	在宅医療・介護連携推進事業（かも丸ネット主催研修会）	実施回数	２回	同程度
	オレンジサークル	実施回数	４回	同程度
		延べ人数	26 人	同程度
	オレンジカフェ	実施回数	９回	同程度
		延べ人数	216 人	同程度
	認知症サポーター養成講座	受講者数	356 人	増加
基本方針４ 生きがい・社会参加の推進	ふれあいいきいきサロン事業	実施か所数	45 か所	増加
		延べ回数	388 回	増加
	地域福祉活動助成事業	実施か所数	０か所	増加
		延べ回数	０回	増加
	チャレンジクラブ会員数	高齢者数	180 人	増加
基本方針５ 安心のまちづくりの推進	避難行動要支援者名簿		作成済	随時更新
	八百津町見守りネットワーク事業	事業所数	39 事業所	増加
基本方針６ 相談・情報提供体制の充実	包括民生ネットワーク会議	実施回数	９回	増加

（２）事業の成果を表すアウトカム指標と目標

(1)の事業を着実に実施した成果として、75 歳以上の人ができるだけ中重度（要介護３～５）の状態にならないように抑えることをアウトカム指標として設定します。

評価指標	2019年度（令和元年度）実績	目標
75歳以上の要介護３～５認定率 〔要介護３～５の認定者数÷75歳以上の人口×100〕	14.1% 〔264人÷1,866人×100〕	14.1%以下

2　ＰＤＣＡサイクルによる進捗状況の評価

本計画の推進に当たっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の４段階を繰り返して業務を継続的に改善する「ＰＤＣＡサイクル」により、進捗状況を評価し、その結果に基づき、必要な見直しを検討します。

具体的には、八百津町保健福祉推進協議会をＰＤＣＡサイクルに位置づけ、評価を行うとともに、評価結果を次年度の事業に反映させ、計画の実効性を高めていきます。また、必要に応じて具体的な施策の進め方等について協議します。

また、国の「地域包括ケア『見える化』システム」を活用して、随時、近隣市町村、岐阜県、全国との比較を行うなど、町の正確な現状把握に努めます。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

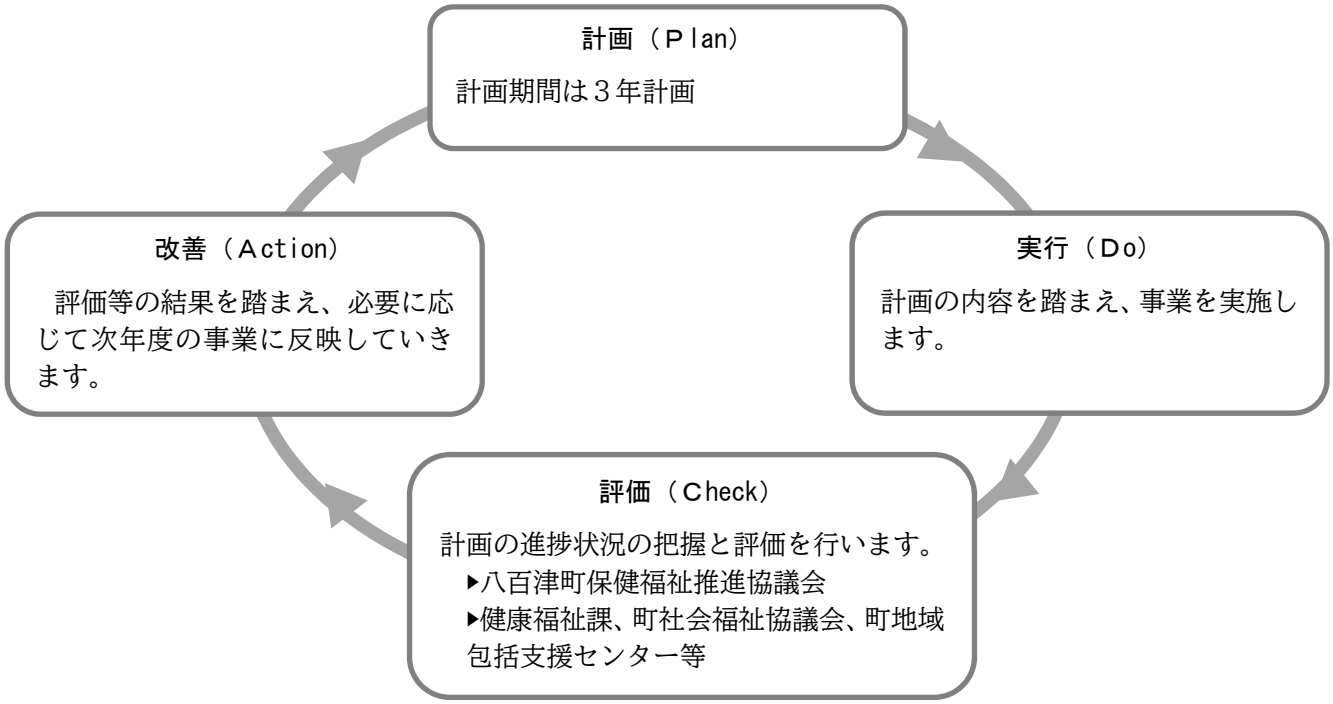

■資　料■

1　八百津町保健福祉推進協議会

（１）八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成 10 年６月１日訓令甲第 19 号
最終改正　平成 30 年４月１日訓令甲第 23 号

（目的）

第１条　この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（業務）

第２条　推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　地域福祉計画策定
（２）　老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
（３）　障がい者計画策定
（４）　計画進行の評価及び建議
（５）　保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
（６）　健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
（７）　その他推進協議会の目的達成に必要な事項

（組織及び構成）

第３条　推進協議会委員は、委員 20 名以内で組織し、次に掲げる中から選び構成する。

（１）　社会福祉関係団体の代表
（２）　医師会等保健医療関係団体の代表
（３）　地域住民の代表
（４）　福祉施設の代表
（５）　教育関係の代表
（６）　学識経験者

２　委員は町長が委嘱する。

３　推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。

（１）　会長は、会を代表し、会務を統括する。
（２）　会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

（専門部会）

第６条　推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

（１）　地域福祉計画策定部会
（２）　老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会
（３）　障がい者計画策定部会

２　構成員は会長が任命し、部会長及び副部会長は、会長が推進協議会委員の中から選任し任命する。

３　各部会は、第２条に掲げる協議事項の中で専門分野における意見を集約し、推進協議会に報告するものとする。

（事務局）

第７条　推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附　則

この要綱は、平成10年６月８日から施行する。

附　則（平成30年４月１日訓令甲第23号）

この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

（２）八百津町保健福祉推進協議会委員名簿

氏名	推進協議会 役　職　等	所属等
纐　纈　秀　行	会長	八百津町社会福祉協議会　会長
古　瀬　裕　平	副会長	古瀬歯科　院長
飯 田 千 賀 子	委員	住民代表
粕　谷　信　秀	委員	粕谷医院　院長
川　合　　舜	委員	民生児童委員協議会
後　藤　静　子	委員	住民代表
小　松　普　門	委員	八百津町教育委員会　教育委員
清　水　直　樹	委員	八百津町教育委員会　主幹
柘　植　伴　美	委員	学識経験者
橋　本　辰　典	委員	国民健康保険運営協議会　会長
林　　達　夫	委員	学識経験者
古　田　保　子	委員	民生児童委員協議会　主任児童委員
山　内　恒　治	委員	ありがとサン八百津　代表取締役

※会長、副会長以外50音順

事務局

氏　　名	所　　属
上　野　義　治	健康福祉課　課長
林　　一　磨	健康福祉課　課長補佐
鈴 木 万 起 子	健康福祉課　課長補佐
市　岡　紀　政	健康福祉課　介護保険係　係長
鈴　木　幹　也	健康福祉課　介護保険係　主任
松　井　葉　子	八百津町地域包括支援センター　係長
小 林 ゆ か り	健康福祉課　福祉係　係長
小　川　七　郎	町民課　課長

2　計画の策定経過

年　月　日	事　　項	内　　容
令和２年１月 31 日～３月 31 日	◆第 8 期老人福祉計画及び介護保険事業計画に関するアンケート調査	○調査概要 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 一般高齢者 998 人配布（抽出） 712 人有効回答 ②在宅介護実態調査 認定者　374 人配布（在宅全数） 228 人有効回答
令和２年 12 月 28 日	◆第１回八百津町保健福祉推進協議会	○介護保険事業計画及び老人福祉計画（案）について
令和３年１月 27 日～令和３年２月 25 日	◆パブリックコメント	○意見なし
令和３年２月８日	◆第２回八百津町保健福祉推進協議会	○介護保険事業計画及び老人福祉計画（案）について ・介護保険料基準額（案）について
令和３年３月 25 日	◆第３回八百津町保健福祉推進協議会	○介護保険事業計画及び老人福祉計画（案）について ・事業計画（確定版・ダイジェスト版）について

やおつ高齢者いきいきプランⅧ
介護保険事業計画・老人福祉計画
令和３年度～５年度

令和３年３月 発行
発行者 ／ 八百津町
〒505-0301　岐阜県加茂郡八百津町八百津3827-1
TEL 0574-43-2111　　FAX 0574-43-2117